

旅客営業規則 新旧対照表

改 定	現 行	備考
<p>旅客営業規則</p> <p style="text-align: right;">2018年4月1日規則第38号</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第3条 この規則における主な用語の意義は、次のとおりとする。</p> <p><u>(20) 「精神障がい者」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。</u></p> <p>(21) 「身体障がい者等」とは、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者をいう。</p> <p>(22) 「介護人」とは、身体障がい者等を安全かつ迅速に乗降させる介護能力を有すると係員が認める者をいう。</p> <p>(期間の計算)</p> <p>第14条 期間の計算をする場合は、その初日は、時間の長短にかかわらず、1日として計算する。</p> <p><u>2 期間の計算をする場合は、24時を経過しても最終列車の入庫する時分までを当日とみなす。</u></p> <p><u>3 月をもって期間の計算をする場合は、月の大小にかかわらず、暦によって計算するものとし、月の初日から起算するときは、最後の月の末日をもって終わりとし、月の初日から起算しないときは、最後の月においてその起算日に相当する日の前日をもって終了の日とする。ただし、最後の月において応当日がないときは、その月の末日をもって終了の日とする。</u></p> <p><u>4 月の総日数を計算するときは、前項の規定にかかわらず、1か月を30日とする。</u></p> <p><u>5 旬の期間の計算を行う場合の期間の始期及び終期は、通用開始の日に相当する日の前日を旬末とし、応当する日の前日に該当する日</u></p>	<p>旅客営業規則</p> <p style="text-align: right;">2018年4月1日規則第38号</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第3条 この規則における主な用語の意義は、次のとおりとする。</p> <p>(20) 「身体障がい者等」とは、身体障がい者及び知的障がい者をいう。</p> <p>(21) 「介護人」とは、身体障がい者等を安全かつ迅速に乗降させる介護能力を有すると係員が認める者をいう。</p> <p>(期間の計算)</p> <p>第14条 期間の計算をする場合は、その初日は、時間の長短にかかわらず、1日として計算する。</p> <p><u>2 月をもって期間の計算をする場合は、月の大小にかかわらず、暦によって計算するものとし、月の初日から起算するときは、最後の月の末日をもって終わりとし、月の初日から起算しないときは、最後の月においてその起算日に相当する日の前日をもって終了の日とする。ただし、最後の月において応当日がないときは、その月の末日をもって終了の日とする。</u></p> <p><u>3 月の総日数を計算するときは、前項の規定にかかわらず、1か月を30日とする。</u></p> <p><u>4 旬の期間の計算を行う場合の期間の始期及び終期は、通用開始の日に相当する日の前日を旬末とし、応当する日の前日に該当する日</u></p>	

がないときは、月末を旬末とする。また、1の日に相当する旬末が月末となるときで、その月が31日の月であるときは、31日を旬末とする。

第1節 通則

(乗車券の種類)

第17条 乗車券の種類は、次のとおりとする。

(3) 定期券

ア 通勤定期券 大人 小児

イ 通学定期券 大人 小児

ウ 特別割引定期券(以下「特割定期券」という。) 大人 小児

エ 共通全線定期券

オ 共通定期券

カ 共通定期券(夢洲版)

(被救護者旅客運賃割引証)

第30条 前条における被救護者旅客運賃割引証は、被救護者が保護を受ける施設の代表者から交付されるもので、割引証の番号・指定番号・乗車区間・乗車券の種類・旅行証明書番号・被救護者の氏名及び年齢・有効期限・付添人を必要とするときは付添人の氏名及び年齢・発行年月日・施設の所在地・名称並びにその代表者の氏名が記入されたものでなければならない。

(通勤定期券の発売)

第33条 通勤のため乗車する者、その他常時、区間及び経路を同じくして、順路によって乗車する者が、通勤定期券購入申込書に必要事項を記入して提出した場合は、次の各号の条件を満たすものに通勤定期券を発売する。

(1) 乗換回数 2回以内(住之江公園及びコスモスクエアでの乗換えは含まないが、夢洲発着の場合におけるコスモスクエアで

がないときは、月末を旬末とする。また、1の日に相当する旬末が月末となるときで、その月が31日の月であるときは、31日を旬末とする。

第1節 通則

(乗車券の種類)

第17条 乗車券の種類は、次のとおりとする。

(3) 定期券

ア 通勤定期券 大人 小児

イ 通学定期券 大人 小児

ウ 特別割引定期券(以下「特割定期券」という。) 大人 小児

エ 共通全線定期券

(被救護者旅客運賃割引証)

第30条 前条における被救護者旅客運賃割引証は、被救護者が保護を受ける施設の代表者から交付されるもので、割引証の番号・指定番号・乗車区間・乗車券の種類・旅行証明書番号・被救護者の氏名及び年齢・有効期限・付添人を必要とするときは付添人の氏名及び年齢・発行年月日・施設の所在地・名称並びにその代表者の氏名が記入されたものでなければならない。

(通勤定期券の発売)

第33条 通勤のため乗車する者、その他常時、区間及び経路を同じくして、順路によって乗車する者が、通勤定期券購入申込書に必要事項を記入して提出した場合は、次の各号の条件を満たすものに通勤定期券を発売する。

(1) 乗換回数 2回以内(住之江公園及びコスモスクエアでの乗換えは含まない。)ただし、乗車経路が発着区間の最短経路中、

の乗換えは含むものとする。)ただし、乗車経路が発着区間の最短経路中、最少の乗換えとなる場合は、この限りでない。

2 通勤定期券購入申込書の様式は、次のとおりとする。

縦 21cm 横 29.7cm

通勤・通学定期券・ICOCA定期券購入申込書兼こどもICOCA購入申込書(太枠のみ記入)

フリガナ		生年月日	西暦	
お名前	様	電話番号		年 月 日
ご住所				
ICOCA定期券購入される方	定期券の有効期間以外も交通利用を	<input type="radio"/> しない	<input type="radio"/> する	継続した数字(1111) ・生年月日(西暦年4桁または月日4桁)と同じ数字 ・電話番号(下4桁)と同じ数字 ※地下鉄・バス連絡定期券(バスをキョートル米満)、バス定期券(2キョートル米満)、地下鉄・BRT連絡定期券、実習定期券については、ピンク色の券売機で払戻していただく。継続番号の指定は必要ありません。
※「しない」に○をされた場合、顔認証に気づかずにご利用することがないよう、定期券の有効期限外は取札機がご利用できません。 (後日、設定変更することが可能です)	顔認証再発行手続きの際、カードの裏面に使用いたします。			継続した数字(1111) ・生年月日(西暦年4桁または月日4桁)と同じ数字 ・電話番号(下4桁)と同じ数字 ※地下鉄・バス連絡定期券(バスをキョートル米満)、バス定期券(2キョートル米満)、地下鉄・BRT連絡定期券、実習定期券については、ピンク色の券売機で払戻していただく。継続番号の指定は必要ありません。
※「しない」に○をされた場合、顔認証に気づかずにご利用することがないよう、定期券の有効期限外は取札機がご利用できません。 (後日、設定変更することが可能です)	顔認証再発行手続きの際、カードの裏面に使用いたします。			継続した数字(1111) ・生年月日(西暦年4桁または月日4桁)と同じ数字 ・電話番号(下4桁)と同じ数字 ※地下鉄・バス連絡定期券(バスをキョートル米満)、バス定期券(2キョートル米満)、地下鉄・BRT連絡定期券、実習定期券については、ピンク色の券売機で払戻していただく。継続番号の指定は必要ありません。

該当する項目に○印及び駅名等をご記入して下さい。

定期券	<input type="radio"/> 磁気定期券 <input type="radio"/> こどもICOCA <input type="radio"/> 新規 <input type="radio"/> 通勤 <input type="radio"/> 大人 <input type="radio"/> 現金
ICOCA定期券	<input type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 通学 <input type="radio"/> 小売 <input type="radio"/> 特別割引 <input type="radio"/> クレジット
定期券	<input type="radio"/> 地下鉄・バス <input type="radio"/> 地下鉄バス連絡 <input type="radio"/> 共通全線
区間(私鉄を含む)	() 経由
バス乗車区間	駅から 駅まで バス全線 昼間割引 いまざとライナー () 経由
適用開始日	年 月 日から 1か月 3か月 6か月
通学先(学校名)	学年 年

※通学証明書を所持する方は記入する必要はありません。
 ※通学証明書を所持していない方は、下記の項目及び乗車区間を学校が記入、押印することにより通学証明書としてお使いいただけます。
 ※指定学校のみ指定番号等をご記入ください。

通学証明書欄	学校名	発行日	学校代表者印
	学年	部・科	年 *指定番号
	電話	発行番号	
	学校所在地		

【ICOCAについて】
 ・新たにICOCAをご購入の際は「予約金(預かり金)」が必要です。
 ・ICOCAは他の乗車券との併用はできません。
 【個人情報のお取り扱い】
 ・ご記入いただいた個人情報(年齢、性別、住所、電話番号)は、定期券やICOCAの発行業務に使用するため、お客さまへご連絡が必要な場合に使用いたします。
 また、ICOCAの場合、紛失再発行時などに本人確認が必要な連絡をさせていただきます。ICカードを発行する他社にも提供いたします。
 【顔認証】
 ・顔認証機能を利用した場合は顔認証が完了した後に、再発行いたしません。
 ・ICOCA定期券・こどもICOCAは紛失しても再発行が可能です。ただし、手数料と再発行するICOCAの予約金(預かり金)がかかります。
 【払戻について】
 ・窓口で払戻の際は本人確認のため、公的証明書が必要です。
 ・クレジットカードで購入された場合は、購入時のクレジットカードが必要です。
 ・適用開始日から1年以上経過した場合は、有効期間が1か月以上残っていない限り、払戻しをいたしません。
 ・適用開始日から1年以上経過した場合は、有効期間が1か月以上残っていない限り、払戻しをいたしません。

※券番号	※金額
円	円

2025.01版 大阪市高速電気軌道株式会社

最少の乗換えとなる場合は、この限りでない。

2 通勤定期券購入申込書の様式は、次のとおりとする。

縦 21cm 横 29.7cm

通勤・通学定期券・ICOCA定期券購入申込書兼こどもICOCA購入申込書(太枠のみ記入)

フリガナ		生年月日	西暦	
お名前	様	電話番号		年 月 日
ご住所				
ICOCA定期券購入される方	定期券の有効期間以外も交通利用を	<input type="radio"/> しない	<input type="radio"/> する	継続した数字(1111) ・生年月日(西暦年4桁または月日4桁)と同じ数字 ・電話番号(下4桁)と同じ数字 ※地下鉄・バス連絡定期券(バスをキョートル米満)、バス定期券(2キョートル米満)、地下鉄・BRT連絡定期券、実習定期券については、ピンク色の券売機で払戻していただく。継続番号の指定は必要ありません。
※「しない」に○をされた場合、顔認証に気づかずにご利用することがないよう、定期券の有効期限外は取札機がご利用できません。 (後日、設定変更することが可能です)	顔認証再発行手続きの際、カードの裏面に使用いたします。			継続した数字(1111) ・生年月日(西暦年4桁または月日4桁)と同じ数字 ・電話番号(下4桁)と同じ数字 ※地下鉄・バス連絡定期券(バスをキョートル米満)、バス定期券(2キョートル米満)、地下鉄・BRT連絡定期券、実習定期券については、ピンク色の券売機で払戻していただく。継続番号の指定は必要ありません。
※「しない」に○をされた場合、顔認証に気づかずにご利用することがないよう、定期券の有効期限外は取札機がご利用できません。 (後日、設定変更することが可能です)	顔認証再発行手続きの際、カードの裏面に使用いたします。			継続した数字(1111) ・生年月日(西暦年4桁または月日4桁)と同じ数字 ・電話番号(下4桁)と同じ数字 ※地下鉄・バス連絡定期券(バスをキョートル米満)、バス定期券(2キョートル米満)、地下鉄・BRT連絡定期券、実習定期券については、ピンク色の券売機で払戻していただく。継続番号の指定は必要ありません。

該当する項目に○印及び駅名等をご記入して下さい。

定期券	<input type="radio"/> 磁気定期券 <input type="radio"/> こどもICOCA <input type="radio"/> 新規 <input type="radio"/> 通勤 <input type="radio"/> 大人 <input type="radio"/> 現金
ICOCA定期券	<input type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 通学 <input type="radio"/> 小売 <input type="radio"/> 特別割引 <input type="radio"/> クレジット
定期券	<input type="radio"/> 地下鉄・バス <input type="radio"/> 地下鉄バス連絡 <input type="radio"/> 共通全線
区間(私鉄を含む)	() 経由
バス乗車区間	駅から 駅まで バス全線 昼間割引 いまざとライナー () 経由
適用開始日	年 月 日から 1か月 3か月 6か月
通学先(学校名)	学年 年

※通学証明書を所持する方は記入する必要はありません。
 ※通学証明書を所持していない方は、下記の項目及び乗車区間を学校が記入、押印することにより通学証明書としてお使いいただけます。
 ※指定学校のみ指定番号等をご記入ください。

通学証明書欄	学校名	発行日	学校代表者印
	学年	部・科	年 *指定番号
	電話	発行番号	
	学校所在地		

【ICOCAについて】
 ・新たにICOCAをご購入の際は「予約金(預かり金)」が必要です。
 ・ICOCAは他の乗車券との併用はできません。
 【個人情報のお取り扱い】
 ・ご記入いただいた個人情報(年齢、性別、住所、電話番号)は、定期券やICOCAの発行業務に使用するため、お客さまへご連絡が必要な場合に使用いたします。
 また、ICOCAの場合、紛失再発行時などに本人確認が必要な連絡をさせていただきます。ICカードを発行する他社にも提供いたします。
 【顔認証】
 ・顔認証機能を利用した場合は顔認証が完了した後に、再発行いたしません。
 ・ICOCA定期券・こどもICOCAは紛失しても再発行が可能です。ただし、手数料と再発行するICOCAの予約金(預かり金)がかかります。
 【払戻について】
 ・窓口で払戻の際は本人確認のため、公的証明書が必要です。
 ・クレジットカードで購入された場合は、購入時のクレジットカードが必要です。
 ・適用開始日から1年以上経過した場合は、有効期間が1か月以上残っていない限り、払戻しをいたしません。
 ・適用開始日から1年以上経過した場合は、有効期間が1か月以上残っていない限り、払戻しをいたしません。

※券番号	※金額
円	円

大阪市高速電気軌道株式会社

(通学定期券の発売)

第34条 指定学校に関する規則第2条に規定する学校（以下「指定学校」という。）の幼児、児童、生徒若しくは学生、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所（以下「保育所」という。）の児童又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）の子どもが通学のため、常時、区間及び経路を同じくして順路によって乗車する場合であって、次の各号に定める発売場所において当該各号に定める手続きをしたときは、旅客の居住地最寄り駅と在籍する指定学校、保育所又は幼保連携型認定こども園最寄り駅との相互間について、第33条第1項各号の条件を満たすものに通学定期券を発売する。

4 通学証明書の様式は、次の各号のいずれかとする。ただし、学校教育法第1条に定める学校以外の指定学校は、第3号の様式を用いるものとする。

(1)

表

通学証明書		契印
氏名 _____	証明書番号 _____ 号	
年齢 _____ (歳)	有効期限 _____ 年 月 日	
住所 _____	発行者 _____	
_____	所在地 _____	
_____	_____	
科別 _____	_____	
学年 _____	学校名 _____	
乗車 _____ 駅から	校長 _____	
区間 _____ 駅まで	氏名印 _____	
_____ 経由	※注意 校長印と通用期間の記入のないものは無効です。	

6 第2項の規定により通学定期券を発売する場合の通学定期券購入申込書の様式は、第3項及び前項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(通学定期券の発売)

第34条 指定学校に関する規則第2条に規定する学校（以下「指定学校」という。）の幼児、児童、生徒若しくは学生、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所（以下「保育所」という。）の児童又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）の子どもが通学のため、常時、区間及び経路を同じくして順路によって乗車する場合であって、次の各号に定める発売場所において当該各号に定める手続きをしたときは、旅客の居住地最寄り駅と在籍する指定学校、保育所又は幼保連携型認定こども園最寄り駅との相互間について、第33条第1項各号の条件を満たすものに通学定期券を発売する。

4 通学証明書の様式は、次の各号のいずれかとする。ただし、学校教育法第1条に定める学校以外の指定学校は、第3号の様式を用いるものとする。

(1)

表

通学証明書		契印
氏名 _____	証明書番号 _____ 号	
年齢・性別 _____ (歳) 男・女	有効期限 _____ 年 月 日	
住所 _____	発行者 _____	
_____	所在地 _____	
_____	_____	
科別 _____	_____	
学年 _____	学校名 _____	
乗車 _____ 駅から	校長 _____	
区間 _____ 駅まで	氏名印 _____	
_____ 経由	※注意 校長印と通用期間の記入のないものは無効です。	

6 第2項の規定により通学定期券を発売する場合の通学定期券購入申込書の様式は、第3項及び前項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

縦 17.9cm 横 9.1cm

実習・面接通学定期券購入申込書

契印

カナ			
お名前		姓	名
生年月日	大・昭・平 西暦	年	月 日 日生
性別			
学生番号	〒		
新規	大人	現金	実習・面接 定期券
継続	小児	クレジット	
通学先	学校名		※学校代表者 印
学年	部科	指定番号	
学年	部科	発行番号	
所在地	〒		
乗車区間	(理由)		
	駅から	駅まで	
乗車区間	(理由)		
	から	まで	
有効期間	1か月	3か月	6か月
	年	月	日から
注意事項	<small>※学校代表者印は、指定番号(指定科目)のみ、指定番号のないものを記入していただくのは、不可です。 ※指定された個人情報は、定期券の発行業務に使用しますが、定期券販売時など、当社からお客様へご連絡する場合は必ずお名前を併記いたします。 ※本定期券は、必ず有効な有効期限は、発行日より1年以内です。 ※有効期間中に有効期限が経過してはなりません。</small>		
申込番号	申込額	取扱店員	
		円	

(共通定期券の発売)

第37条 常時、不定区間(夢洲発着を除く。)を乗車する旅客が第33条第2項に定める通勤定期券購入申込書に必要事項を記入して提

縦 17.9cm 横 9.1cm

実習・面接通学定期券購入申込書

契印

カナ			
お名前		姓	名
生年月日	西 暦	年	月 日 日生
性別			
学生番号	〒		
新規	大人	現金	実習・面接 定期券
継続	小児	クレジット	
学校名	学校名		※学校代表者 印
学年	部科	指定番号	
学年	部科	発行番号	
所在地	〒		
乗車区間	(理由)		
	駅から	駅まで	
乗車区間	(理由)		
	から	まで	
有効期間	1か月	3か月	6か月
	年	月	日から
注意事項	<small>※学校代表者印は、指定番号(指定科目)のみ、指定番号のないものを記入していただくのは、不可です。 ※指定された個人情報は、定期券の発行業務に使用しますが、定期券販売時など、当社からお客様へご連絡する場合は必ずお名前を併記いたします。 ※本定期券は、必ず有効な有効期限は、発行日より1年以内です。 ※有効期間中に有効期限が経過してはなりません。</small>		
申込番号	申込額	取扱店員	
		円	

(共通全線定期券の発売)

第37条 常時、不定区間を乗車する旅客が第33条第2項に定める通勤定期券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、共通全線

出したときは、共通定期券を発売する。

(共通定期券(夢洲版)の発売)

第37条の2 常時、不定区間を乗車する旅客が第33条第2項に定める通勤定期券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、共通定期券(夢洲版)を発売する。

(1日乗車券の発売)

第38条 1日乗車券は、不定区間(夢洲発着を除く。)を乗車する旅客に発売する。ただし、1日乗車券(エンジョイエコカード)土日祝は、指定日に乗車する旅客に発売する。

(運賃及び料金の種類)

第46条 運賃及び料金の種類は、乗車券の種類に応じて、次の各号に定めるところによる。

(3) 定期運賃

- ア 通勤定期運賃 大人 小児
- イ 通学定期運賃 大人 小児
- ウ 特割定期運賃 大人 小児
- エ 共通全線定期運賃

オ 共通定期運賃

カ 共通定期(夢洲版)運賃

(6) 鉄道駅バリアフリー料金

- ア 第1号アに加算する料金
- イ 第1号イに加算する料金
- ウ 第3号アに加算する料金
- エ 第3号ウに加算する料金
- オ 第3号エに加算する料金

カ 第3号オに加算する料金

定期券を発売する。

(1日乗車券の発売)

第38条 1日乗車券は、不定区間を乗車する旅客に発売する。ただし、1日乗車券(エンジョイエコカード)土日祝は、指定日に乗車する旅客に発売する。

(運賃及び料金の種類)

第46条 運賃及び料金の種類は、乗車券の種類に応じて、次の各号に定めるところによる。

(3) 定期運賃

- ア 通勤定期運賃 大人 小児
- イ 通学定期運賃 大人 小児
- ウ 特割定期運賃 大人 小児
- エ 共通全線定期運賃

(6) 鉄道駅バリアフリー料金

- ア 第1号アに加算する料金
- イ 第1号イに加算する料金
- ウ 第3号アに加算する料金
- エ 第3号ウに加算する料金
- オ 第3号エに加算する料金

キ 第3号カに加算する料金

ク 第4号アに加算する料金

ケ 第4号イに加算する料金

コ 第5号に加算する料金

(普通運賃)

第54条 普通運賃は、次のとおりとする。

	大人	小児
1区	円 180	円 90
2区	230	120
3区	280	140
4区	330	170
5区	380	190

2 夢洲発着とする区間を乗車する場合は、前項の額にそれぞれ次の額を加算するものとする。

	<u>大人</u>	<u>小児</u>
<u>2区</u>	<u>円 90</u>	<u>円 50</u>
<u>3区</u>	<u>90</u>	<u>40</u>
<u>4区</u>	<u>90</u>	<u>50</u>
<u>5区</u>	<u>90</u>	<u>40</u>

(特割運賃)

第55条 特割運賃は、次のとおりとする。

	大人	小児
--	----	----

カ 第4号アに加算する料金

キ 第4号イに加算する料金

ク 第5号に加算する料金

(普通運賃)

第54条 普通運賃は、次のとおりとする。

	大人	小児
1区	円 180	円 90
2区	230	120
3区	280	140
4区	330	170
5区	380	190

(特割運賃)

第55条 特割運賃は、次のとおりとする。

	大人	小児
--	----	----

1区	円 90	円 50
2区	120	60
3区	140	70
4区	170	90
5区	190	100

2 夢洲発着とする区間を乗車する場合は、前項の額にそれぞれ次の額を加算するものとする。

	大人	小児
2区	円 50	円 30
3区	40	20
4区	50	20
5区	40	20

(回数運賃)

第58条 回数運賃は、次のとおりとする。

(1) 通学割引回数運賃

ア イ以外の運賃

	放送大学 用	通信制高 校用
	大人	大人
1区	円 1,440	円 900
2区	1,840	1,150

1区	円 90	円 50
2区	120	60
3区	140	70
4区	170	90
5区	190	100

(回数運賃)

第58条 回数運賃は、次のとおりとする。

(1) 通学割引回数運賃

	放送大学 用	通信制高 校用
	大人	大人
1区	円 1,440	円 900
2区	1,840	1,150

3区	2,240	1,400
4区	2,640	1,650
5区	3,040	1,900

イ 夢洲発着とする区間を乗車する場合の運賃
アの額にそれぞれ次の額を加算した額とする。

	大人	小児
<u>2区</u>	円 720	円 450
<u>3区</u>	720	450
<u>4区</u>	720	450
<u>5区</u>	720	450

(定期運賃)

第59条 定期運賃は、次のとおりとする。

(1) 通勤定期運賃

ア イ以外の運賃

	大人			小児		
	1か月	3か月	6か月	1か月	3か月	6か月
1区	円 7,550	円 21,520	円 40,770	円 3,780	円 10,760	円 20,390
2区	9,100	25,940	49,140	4,550	12,970	24,570
3区	10,650	30,360	57,510	5,330	15,180	28,760

3区	2,240	1,400
4区	2,640	1,650
5区	3,040	1,900

(定期運賃)

第59条 定期運賃は、次のとおりとする。

(1) 通勤定期運賃

	大人			小児		
	1か月	3か月	6か月	1か月	3か月	6か月
1区	円 7,550	円 21,520	円 40,770	円 3,780	円 10,760	円 20,390
2区	9,100	25,940	49,140	4,550	12,970	24,570
3区	10,650	30,360	57,510	5,330	15,180	28,760

4区	11,450	32,640	61,830	5,730	16,320	30,920
5区	12,390	35,320	66,910	6,200	17,660	33,460

イ 夢洲発着とする区間を乗車する場合の運賃

アの額にそれぞれ次の額を加算した額とする。

	大人			小児		
	1か月	3か月	6か月	1か月	3か月	6か月
2区	円 3,370	円 9,610	円 18,190	円 1,690	円 4,810	円 9,100
3区	円 3,370	円 9,600	円 18,190	円 1,680	円 4,800	円 9,090
4区	円 3,370	円 9,600	円 18,190	円 1,680	円 4,800	円 9,090
5区	円 3,370	円 9,600	円 18,200	円 1,680	円 4,800	円 9,100

(2) 通学定期運賃

ア イ以外の運賃

	大人			小児		
	1か月	3か月	6か月	1か月	3か月	6か月
1区	円 3,430	円 9,780	円 18,530	円 1,720	円 4,890	円 9,270
2区	円 4,200	円 11,970	円 22,680	円 2,100	円 5,990	円 11,340

4区	11,450	32,640	61,830	5,730	16,320	30,920
5区	12,390	35,320	66,910	6,200	17,660	33,460

(2) 通学定期運賃

	大人			小児		
	1か月	3か月	6か月	1か月	3か月	6か月
1区	円 3,430	円 9,780	円 18,530	円 1,720	円 4,890	円 9,270
2区	円 4,200	円 11,970	円 22,680	円 2,100	円 5,990	円 11,340

3区	4,880	13,910	26,360	2,440	6,960	13,180
4区	4,980	14,200	26,900	2,490	7,100	13,450
5区	5,410	15,420	29,220	2,710	7,710	14,610

イ 夢洲発着とする区間を乗車する場合の運賃
アの額にそれぞれ次の額を加算した額とする。

	大人			小児		
	1か 月	3か 月	6か 月	1 か 月	3か 月	6か 月
2区	円 1,520	円 4,340	円 8,210	円 760	円 2,170	円 4,110
3区	1,520	4,330	8,200	760	2,160	4,100
4区	1,520	4,330	8,200	760	2,170	4,100
5区	1,520	4,340	8,210	760	2,170	4,110

(特割定期運賃)

第60条 特割定期運賃は、次のとおりとする。

(1) 通勤定期運賃

ア イ以外の運賃

	大人	小児
--	----	----

3区	4,880	13,910	26,360	2,440	6,960	13,180
4区	4,980	14,200	26,900	2,490	7,100	13,450
5区	5,410	15,420	29,220	2,710	7,710	14,610

(特割定期運賃)

第60条 特割定期運賃は、次のとおりとする。

(1) 通勤定期運賃

	大人	小児
--	----	----

	1か月	3か月	6か月	1か月	3か月	6か月
1区	円 3,780	円 10,760	円 20,390	円 1,890	円 5,380	円 10,200
2区	4,550	12,970	24,570	2,280	6,490	12,290
3区	5,330	15,180	28,760	2,670	7,590	14,380
4区	5,730	16,320	30,920	2,870	8,160	15,460
5区	6,200	17,660	33,460	3,100	8,830	16,730

イ 夢洲発着とする区間を乗車する場合の運賃
アの額にそれぞれ次の額を加算した額とする。

	大人			小児		
	1か月	3か月	6か月	1か月	3か月	6か月
2区	円 1,690	円 4,810	円 9,100	円 850	円 2,400	円 4,550
3区	1,680	4,800	9,090	840	2,400	4,540
4区	1,680	4,800	9,090	840	2,400	4,540
5区	1,680	4,800	9,100	840	2,400	4,550

(2) 通学定期運賃

	1か月	3か月	6か月	1か月	3か月	6か月
1区	円 3,780	円 10,760	円 20,390	円 1,890	円 5,380	円 10,200
2区	4,550	12,970	24,570	2,280	6,490	12,290
3区	5,330	15,180	28,760	2,670	7,590	14,380
4区	5,730	16,320	30,920	2,870	8,160	15,460
5区	6,200	17,660	33,460	3,100	8,830	16,730

(2) 通学定期運賃

ア イ以外の運賃

	大人			小児		
	1か月	3か月	6か月	1か月	3か月	6か月
1区	円 1,720	円 4,890	円 9,270	円 860	円 2,450	円 4,640
2区	2,100	5,990	11,340	1,050	3,000	5,670
3区	2,440	6,960	13,180	1,220	3,480	6,590
4区	2,490	7,100	13,450	1,250	3,550	6,730
5区	2,710	7,710	14,610	1,360	3,860	7,310

イ 夢洲発着とする区間を乗車する場合の運賃

アの額にそれぞれ次の額を加算した額とする。

	大人			小児		
	<u>1</u> <u>か</u> <u>月</u>	<u>3か</u> <u>月</u>	<u>6か</u> <u>月</u>	<u>1</u> <u>か</u> <u>月</u>	<u>3か</u> <u>月</u>	<u>6か</u> <u>月</u>
<u>2</u> <u>区</u>	<u>円</u> <u>760</u>	<u>円</u> <u>2,170</u>	<u>円</u> <u>4,110</u>	<u>円</u> <u>380</u>	<u>円</u> <u>1,080</u>	<u>円</u> <u>2,060</u>
<u>3</u> <u>区</u>	<u>760</u>	<u>2,160</u>	<u>4,100</u>	<u>380</u>	<u>1,080</u>	<u>2,050</u>
<u>4</u> <u>区</u>	<u>760</u>	<u>2,170</u>	<u>4,100</u>	<u>380</u>	<u>1,090</u>	<u>2,050</u>

	大人			小児		
	1か月	3か月	6か月	1か月	3か月	6か月
1区	円 1,720	円 4,890	円 9,270	円 860	円 2,450	円 4,640
2区	2,100	5,990	11,340	1,050	3,000	5,670
3区	2,440	6,960	13,180	1,220	3,480	6,590
4区	2,490	7,100	13,450	1,250	3,550	6,730
5区	2,710	7,710	14,610	1,360	3,860	7,310

<u>5</u>	<u>760</u>	<u>2,170</u>	<u>4,110</u>	<u>380</u>	<u>1,080</u>	<u>2,050</u>
区						

(共通全線定期運賃及び共通定期運賃)

第62条 共通全線定期運賃及び共通定期運賃並びにその発売額は、次のとおりとする。なお、発売額は料金及び大阪シティバス株式会社（以下「シティバス」という。）における共通全線定期運賃又は共通定期運賃との併算額とする。

1か月 9,990円 (発売額 17,220円)
3か月 28,500円 (発売額 49,100円)
6か月 53,900円 (発売額 93,000円)

(共通定期運賃(夢洲版))

第62条の2 共通定期運賃(夢洲版)及び発売額は、次のとおりとする。なお、発売額は料金及び大阪シティバス株式会社における共通定期運賃との併算額とする。

1か月 12,790円 (発売額 20,020円)
3か月 36,500円 (発売額 57,100円)
6か月 69,000円 (発売額 108,100円)

(共通全線定期運賃、共通定期運賃及び共通定期運賃(夢洲版)に加算する料金)

第62条の3 第46条第6号オ、カ及びキに規定する料金は次のとおりとする。

1か月 430円
3か月 1,200円
6か月 2,400円

(1日乗車運賃に加算する料金)

第63条の2 第46条第6号ク及びケに規定する料金は次のとおりと

(共通全線定期運賃)

第62条 共通全線定期運賃及び発売額は、次のとおりとする。なお、発売額は料金及び大阪シティバス株式会社（以下「シティバス」という。）における共通全線定期運賃との併算額とする。

1か月 9,990円 (発売額 17,220円)
3か月 28,500円 (発売額 49,100円)
6か月 53,900円 (発売額 93,000円)

(共通全線定期運賃に加算する料金)

第62条の2 第46条第6号オに規定する料金は次のとおりとする。

1か月 430円
3か月 1,200円
6か月 2,400円

(1日乗車運賃に加算する料金)

第63条の2 第46条第6号カ及びキに規定する料金は次のとおりと

する。

(1) 1日乗車券（エンジョイエコカード）

大人 20円

小児 10円

(2) 1日乗車券（エンジョイエコカード）土日祝

大人 20円

（団体運賃）

第64条 団体運賃は、1人当たり次のとおりとする。

	学生団体			普通団体	
	幼児、児童、生徒及び学生		教職員及び付添人	大人	小児
	大人	小児			
1区	円 144	円 72	円 162	円 162	円 81
2区	184	96	207	207	108
3区	224	112	252	252	126
4区	264	136	297	297	153
5区	304	152	342	342	171

2 夢洲発着とする区間を乗車する場合は、前項の額にそれぞれ次の

する。

(1) 1日乗車券（エンジョイエコカード）

大人 20円

小児 10円

(2) 1日乗車券（エンジョイエコカード）土日祝

大人 20円

（団体運賃）

第64条 団体運賃は、1人当たり次のとおりとする。

	学生団体			普通団体	
	幼児、児童、生徒及び学生		教職員及び付添人	大人	小児
	大人	小児			
1区	円 144	円 72	円 162	円 162	円 81
2区	184	96	207	207	108
3区	224	112	252	252	126
4区	264	136	297	297	153
5区	304	152	342	342	171

額を加算するものとする。

	学生団体		普通団体		
	幼児、児童、生徒及び学生		教職員及び付添人	大人	小児
	大人	小児	大人		
2区	円 72	円 40	円 81	円 81	円 45
3区	72	32	81	81	36
4区	72	40	81	81	45
5区	72	32	81	81	36

(団体運賃に加算する料金)

第64条の2 第46条第6号コに規定する料金は次のとおりとする。

	学生団体		普通団体		
	幼児、児童、生徒及び学生		教職員及び付添人	大人	小児
	大人	小児	大人		
1区	円 8	円 8	円 9	円 9	円 9
2区	8	0	9	9	0

(団体運賃に加算する料金)

第64条の2 第46条第6号クに規定する料金は次のとおりとする。

	学生団体		普通団体		
	幼児、児童、生徒及び学生		教職員及び付添人	大人	小児
	大人	小児	大人		
1区	円 8	円 8	円 9	円 9	円 9
2区	8	0	9	9	0

3区	8	8	9	9	9
4区	8	0	9	9	0
5区	8	8	9	9	9

(乗車券の通用期間)

第70条 乗車券の通用期間は、別に定めるものを除くほか、次のとおりとする。

(2) 定期券

- ア 通勤定期券 1か月、3か月又は6か月
- イ 通学定期券 1か月、3か月又は6か月
- ウ 特割定期券 1か月、3か月又は6か月
- エ 共通全線定期券 1か月、3か月又は6か月

オ 共通定期券 1か月、3か月又は6か月

カ 共通定期券(夢洲版) 1か月、3か月又は6か月

(定期券の無効)

第78条 定期券が次の各号の1に該当する場合は、無効として回収する。

(4) 定期券(共通全線定期券、共通定期券及び共通定期券(夢洲版)を除く。)をその記名人以外の者が使用したとき

(1日乗車券の無効)

第79条 1日乗車券が次の各号の1に該当する場合は、無効として回収する。

(4) 係員の承諾を受けないで使用範囲外を乗車したとき

(共通全線定期券及び共通定期券の使用範囲)

3区	8	8	9	9	9
4区	8	0	9	9	0
5区	8	8	9	9	9

(乗車券の通用期間)

第70条 乗車券の通用期間は、別に定めるものを除くほか、次のとおりとする。

(2) 定期券

- ア 通勤定期券 1か月、3か月又は6か月
- イ 通学定期券 1か月、3か月又は6か月
- ウ 特割定期券 1か月、3か月又は6か月
- エ 共通全線定期券 1か月、3か月又は6か月

(定期券の無効)

第78条 定期券が次の各号の1に該当する場合は、無効として回収する。

(4) 定期券(共通全線定期券を除く。)をその記名人以外の者が使用したとき

(1日乗車券の無効)

第79条 1日乗車券が次の各号の1に該当する場合は、無効として回収する。

(共通全線定期券の使用範囲)

第84条 共通全線定期券及び第37条の規定により発売した共通定期券は、当社線（コスモスクエア・夢洲間を除く。）及びシティバスが指定する乗合自動車の路線（以下「シティバス線」という。）にわたり使用することができる。

2 共通全線定期券及び共通定期券は、その記名人以外の者も使用することができる。

（共通定期券（夢洲版）の使用範囲）

第84条の2 第37条の2の規定により発売した共通定期券（夢洲版）は、当社線及びシティバス線にわたり使用することができる。

2 共通定期券（夢洲版）は、その記名人以外の者も使用することができる。

（1日乗車券の使用範囲）

第85条 第38条の規定により発売した1日乗車券は、当社線（コスモスクエア・夢洲間を除く。）及びシティバス線にわたり使用することができる。

（定期券の様式）

第92条 定期券の様式は、次のとおりとする。ただし、2025年1月18日以前に発行した定期券の様式には、性別の表示がある。

（1）通勤用

縦 5.75 cm

横 8.5 cm

第84条 第37条の規定により発売した共通全線定期券は、当社線及びシティバスが指定する乗合自動車の路線（以下「シティバス線」という。）にわたり使用することができる。

2 共通全線定期券は、その記名人以外の者も使用することができる。

（1日乗車券の使用範囲）

第85条 第38条の規定により発売した1日乗車券は、当社線及びシティバス線にわたり使用することができる。

（定期券の様式）

第92条 定期券の様式は、次のとおりとする。

（1）通勤用

縦 5.75 cm

横 8.5 cm



(2) 通学用
縦 5.75 cm
横 8.5 cm



(2) 通学用
縦 5.75 cm
横 8.5 cm



(4) 共通用

縦 5.75 cm

横 8.5 cm



(5) 共通（夢洲版）用

縦 5.75 cm

横 8.5 cm



(1日乗車券の様式)

第93条 1日乗車券の様式は、次のとおりとする。

(1) 1日乗車券(エンジョイエコカード)

ア 窓口用

縦 8.5 cm 横 5.75 cm



- 備考 1 小児用は、券面に「小」と表示する。
2 図柄部分については、その都度定める。

3 券面に「夢洲駅では乗降できません」の表示がないものもある。

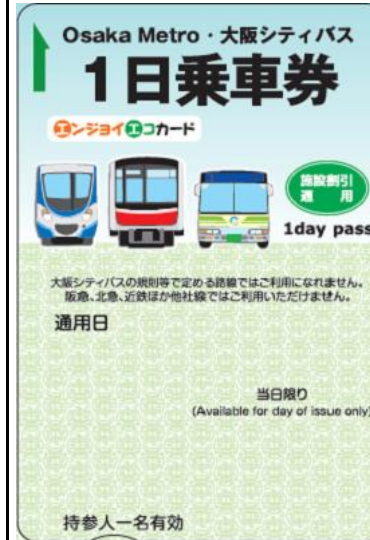
(1日乗車券の様式)

第93条 1日乗車券の様式は、次のとおりとする。

(1) 1日乗車券(エンジョイエコカード)

ア 窓口用

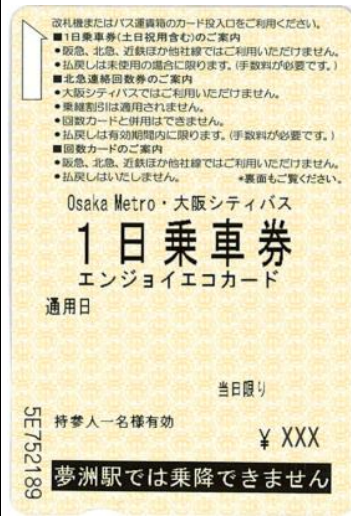
縦 8.5 cm 横 5.75 cm



- 備考 1 小児用は、券面に「小」と表示する。
2 図柄部分については、その都度定める。

イ 自動券売機用

縦 8.5 cm 横 5.75 cm

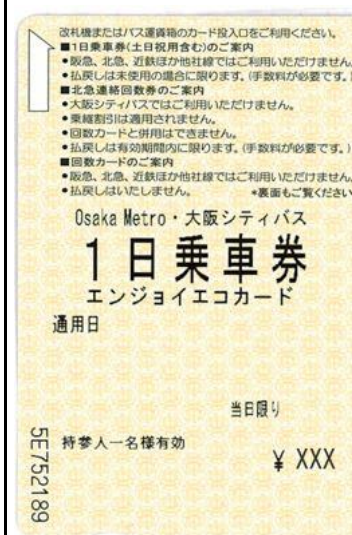


- 備考 1 小児用は、券面に「小」と表示する。
2 図柄部分については、その都度定める。

3 券面に「夢洲駅では乗降できません」の表示がないものもある。

イ 自動券売機用

縦 8.5 cm 横 5.75 cm



- 備考 1 小児用は、券面に「小」と表示する。
2 図柄部分については、その都度定める。

(2) 1日乗車券（エンジョイエコカード）土日祝

ア 窓口用

縦 8.5 cm 横 5.75 cm



備考 1 図柄部分については、その都度定める。

2 券面に「夢洲駅では乗降できません」の表示がないものもある。

(2) 1日乗車券（エンジョイエコカード）土日祝

ア 窓口用

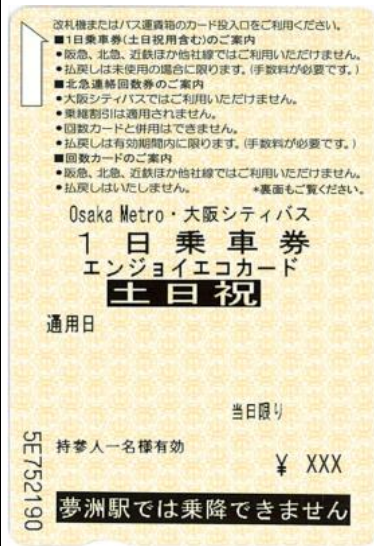
縦 8.5 cm 横 5.75 cm



備考 図柄部分については、その都度定める。

イ 自動券売機用

縦 8.5 cm 横 5.75 cm



備考 1 図柄部分については、その都度定める。

2 券面に「夢洲駅では乗降できません」の表示がないものもある。

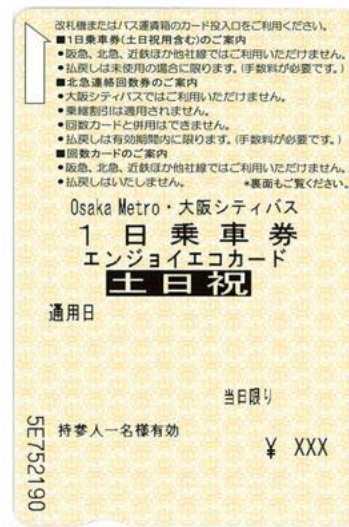
(定期券不正使用に対する増運賃の徴収)

第114条 第78条第1項の規定により定期券を無効として回収した場合は、次の区分により計算した普通運賃及び料金並びにその2倍以内の増運賃を徴収する。ただし、共通全線定期券、共通定期券及び共通定期券(夢洲版)にあつては、普通運賃及び料金並びにこれと同額以内の増運賃を徴収する。

(1) 第78条第1項第1号から第4号まで及び第6号から第8号までの場合においては、次の区分によりその定期券を使用してその券面に表示された区間を毎日1往復ずつ乗車したものとして計算した普通運賃及び料金(共通全線定期券及び共通定期券)にあつては、1日乗車券(エンジョイエコカード)の発売額

イ 自動券売機用

縦 8.5 cm 横 5.75 cm



備考 図柄部分については、その都度定める。

(定期券不正使用に対する増運賃の徴収)

第114条 第78条第1項の規定により定期券を無効として回収した場合は、次の区分により計算した普通運賃及び料金並びにその2倍以内の増運賃を徴収する。ただし、共通全線定期券にあつては、普通運賃及び料金並びにこれと同額以内の増運賃を徴収する。

(1) 第78条第1項第1号から第4号まで及び第6号から第8号までの場合においては、次の区分によりその定期券を使用してその券面に表示された区間を毎日1往復ずつ乗車したものとして計算した普通運賃及び料金(共通全線定期券にあつては、1日乗車券(エンジョイエコカード)の発売額を1日の普通運

を1日の普通運賃及び料金とみなす。共通定期券（夢洲版）にあっては、1日乗車券（エンジョイエコカード）の発売額に130円を加えた額を1日の普通運賃及び料金とみなす。）

区間	日数
第1号の場合	通用開始日から発見当日まで
第2号の場合	同
第3号の場合	同
第4号の場合	同
第6号の場合	使用資格を失った日から発見当日まで
第7号の場合	発売日から発見当日まで
第8号の場合	期間満了の日の翌日から発見当日まで

（1日乗車券不正使用に対する増運賃の徴収）

第115条 第79条の規定により1日乗車券を無効として回収した場合は、当該乗車券の発売額及びこれと同額以内の増運賃を徴収する。ただし、同条第4号の場合においては、その乗車区間及び乗車回数に応じて計算した普通運賃及び料金並びにこれと同額以内の増運賃を徴収する。

（使用開始後7日以内の定期運賃及び料金の払戻し）

第125条 旅客は、定期券の使用開始後7日以内にその定期券が不要

賃及び料金とみなす。）

区間	日数
第1号の場合	通用開始日から発見当日まで
第2号の場合	同
第3号の場合	同
第4号の場合	同
第6号の場合	使用資格を失った日から発見当日まで
第7号の場合	発売日から発見当日まで
第8号の場合	期間満了の日の翌日から発見当日まで

（1日乗車券不正使用に対する増運賃の徴収）

第115条 第79条の規定により1日乗車券を無効として回収した場合は、当該乗車券の発売額及びこれと同額以内の増運賃を徴収する。

（使用開始後7日以内の定期運賃及び料金の払戻し）

第125条 旅客は、定期券の使用開始後7日以内にその定期券が不要

となった場合は、その定期券を定期券発売所へ提出又は自動券売機に投入（発売時に4桁の暗証番号を設定している定期券の投入に限る。）したとき、既に支払った運賃及び料金からその定期券の券面に表示された区間を1日1往復乗車したのものとして、普通運賃及び料金に使用経過日数（請求当日を含む。）を乗じて得た額を差し引いた残額の払戻しを請求することができる。この場合、旅客は手数料として定期券1枚につき220円を支払うものとする。なお、共通全線定期券及び共通定期券の場合は、既に支払った運賃及び料金から1日乗車券（エンジョイエコカード）の発売額に使用経過日数（請求当日を含む。）を乗じて得た額を差し引いた残額、共通定期券（夢洲版）の場合は、既に支払った運賃及び料金から1日乗車券（エンジョイエコカード）の発売額に130円を加えた額に使用経過日数（請求当日を含む。）を乗じて得た額を差し引いた残額の払戻しを請求することができる。

附 則

この規則は、2025年1月19日から施行する。

となった場合は、その定期券を定期券発売所へ提出又は自動券売機に投入（発売時に4桁の暗証番号を設定している定期券の投入に限る。）したとき、既に支払った運賃及び料金からその定期券の券面に表示された区間を1日1往復乗車したのものとして、普通運賃及び料金に使用経過日数（請求当日を含む。）を乗じて得た額を差し引いた残額の払戻しを請求することができる。この場合、旅客は手数料として定期券1枚につき220円を支払うものとする。なお、共通全線定期券の場合は、既に支払った運賃及び料金から1日乗車運賃及び料金に使用経過日数（請求当日を含む。）を乗じて得た額を差し引いた残額の払戻しを請求することができる。

身体障がい者等運賃割引規則 新旧対照表

改 定	現 行	備 考
<p>身体障がい者等運賃割引規則</p> <p style="text-align: right;">2018年4月1日規則第39号</p> <p>(身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の定義)</p> <p>第3条 この規則において「身体障がい者」とは、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障がい者手帳の交付を受けている者をいう。</p> <p>2 前項の身体障がい者を、次に掲げる第1種身体障がい者及び第2種身体障がい者に区分する。</p> <p>(1) 「第1種身体障がい者」とは、別表1に規定する身体障がい者で、身体障がい者手帳「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に第1種身体障がい者である旨が明記されている者をいう。</p> <p>(2) 「第2種身体障がい者」とは、前号以外の身体障がい者で、身体障がい者手帳「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に第2種身体障がい者である旨が明記されている者をいう。</p> <p>3 この規則において「知的障がい者」とは、「療育手帳制度について」(昭和48年9月厚生省発児第156号厚生事務次官通知)により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいう。</p> <p>4 前項の知的障がい者を、次に掲げる第1種知的障がい者及び第2種知的障がい者に区分する。</p> <p>(1) 「第1種知的障がい者」とは、障がいの程度が「療育手帳制度の実施について」(昭和48年9月27日厚生省発児第725号厚生省児童家庭局長通知)の第3の1の(1)に規定する「重度」に該当する障がいを有するとされた者で、療育手帳「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に第1種知的障がい者である旨が明記されている者をいう。</p> <p>(2) 「第2種知的障がい者」とは、前号以外の知的障がい者で、</p>	<p>身体障がい者等運賃割引規則</p> <p style="text-align: right;">2018年4月1日規則第39号</p> <p>(身体障がい者及び知的障がい者の定義)</p> <p>第3条 この規則において「身体障がい者」とは、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障がい者手帳の交付を受けている者をいう。</p> <p>2 前項の身体障がい者を、次に掲げる第1種身体障がい者及び第2種身体障がい者に区分する。</p> <p>(1) 「第1種身体障がい者」とは、別表1に規定する身体障がい者で、身体障がい者手帳「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に第1種身体障がい者である旨が明記されている者をいう。</p> <p>(2) 「第2種身体障がい者」とは、前号以外の身体障がい者で、身体障がい者手帳「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に第2種身体障がい者である旨が明記されている者をいう。</p> <p>3 この規則において「知的障がい者」とは、「療育手帳制度について」(昭和48年9月厚生省発児第156号厚生事務次官通知)により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいう。</p> <p>4 前項の知的障がい者を、次に掲げる第1種知的障がい者及び第2種知的障がい者に区分する。</p> <p>(1) 「第1種知的障がい者」とは、障がいの程度が「療育手帳制度の実施について」(昭和48年9月27日厚生省発児第725号厚生省児童家庭局長通知)の第3の1の(1)に規定する「重度」に該当する障がいを有するとされた者で、療育手帳「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に第1種知的障がい者である旨が明記されている者をいう。</p> <p>(2) 「第2種知的障がい者」とは、前号以外の知的障がい者で、</p>	

療育手帳「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に第2種知的障がい者である旨が明記されている者をいう。

5 この規則において「精神障がい者」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。

6 前項の精神障がい者を、次に掲げる第1種精神障がい者及び第2種精神障がい者に区分する。

(1) 「第1種精神障がい者」とは、障がいの程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級に該当する障がいを有するとされた者で、精神障がい者保健福祉手帳「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に第1種精神障がい者である旨が明記されている者をいう。ただし、2027年3月31日までの間、精神障がい者保健福祉手帳「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に第1種精神障がい者である旨が明記されていない場合であっても、第1種精神障がい者とみなす。

(2) 「第2種精神障がい者」とは、前号以外の精神障がい者で、精神障がい者保健福祉手帳「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に第2種精神障がい者である旨が明記されている者をいう。ただし、2027年3月31日までの間、精神障がい者保健福祉手帳「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に第2種精神障がい者である旨が明記されていない場合であっても、第2種精神障がい者とみなす。

(介護人の定義及びその取扱い)

第4条 介護人とは、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者を安全かつ迅速に乗降させる介護能力を有すると当社係員（以下「係員」という。）が認める者をいう。

2 身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者が次の各号に該当する場合には、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者1人に対して、1人の介護人をつけることができる。ただし、その身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者が車椅子を使用するとき

療育手帳「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に第2種知的障がい者である旨が明記されている者をいう。

(介護人の定義及びその取扱い)

第4条 介護人とは、身体障がい者及び知的障がい者を安全かつ迅速に乗降させる介護能力を有すると当社係員（以下「係員」という。）が認める者をいう。

2 身体障がい者及び知的障がい者が次の各号に該当する場合には、身体障がい者及び知的障がい者1人に対して、1人の介護人をつけることができる。ただし、その身体障がい者及び知的障がい者が車椅子を使用するときは、2人の介護人をつけることができる。

は、2人の介護人をつけることができる。

- (1) 第1種身体障がい者又は12歳未満の第2種身体障がい者で身体障がい者手帳による割引を受ける場合
- (2) 第1種知的障がい者又は12歳未満の第2種知的障がい者で療育手帳による割引を受ける場合

(3) 第1種精神障がい者又は12歳未満の第2種精神障がい者で精神障がい者保健福祉手帳による割引を受ける場合

(介護人に対する随伴幼児の取扱い)

第5条 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及びその介護人に随伴される幼児のうち、介護人に随伴される幼児については、旅客営業規則第53条第3項の規定にかかわらず、無賃の取扱いを行わない。

第2章 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳による割引

(割引運賃及び料金の種類)

第6条 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及びその介護人に対しては、身体障がい者手帳、療育手帳若しくは精神障がい者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）又は当社が指定したモバイルアプリケーション（以下「手帳等」という。）の提示により、次の運賃及び料金について次の場合に割引を行う。ただし、他の運輸機関の経営する鉄道、軌道又は自動車線（以下「他の運輸機関の鉄道等」という。）との連絡運輸については、その運輸機関においても同様の割引を行っている場合に限る。

(1) 当社線

普通運賃、定期運賃及び料金

ア 第1種身体障がい者、第1種知的障がい者又は第1種精神障がい者がその介護人とともに乗車する場合

イ 12歳未満の第2種身体障がい者、12歳未満の第2種知的障がい者又は12歳未満の第2種精神障がい者がその介護人と

(1) 第1種身体障がい者又は12歳未満の第2種身体障がい者で身体障がい者手帳による割引を受ける場合

(2) 第1種知的障がい者又は12歳未満の第2種知的障がい者で療育手帳による割引を受ける場合

(介護人に対する随伴幼児の取扱い)

第5条 身体障がい者、知的障がい者及びその介護人に随伴される幼児のうち、介護人に随伴される幼児については、旅客営業規則第53条第3項の規定にかかわらず、無賃の取扱いを行わない。

第2章 身体障がい者手帳、療育手帳による割引

(割引運賃及び料金の種類)

第6条 身体障がい者、知的障がい者及びその介護人に対しては、身体障がい者手帳若しくは療育手帳（以下「手帳」という。）又は当社が指定したモバイルアプリケーション（以下「手帳等」という。）の提示により、次の運賃及び料金について次の場合に割引を行う。ただし、他の運輸機関の経営する鉄道、軌道又は自動車線（以下「他の運輸機関の鉄道等」という。）との連絡運輸については、その運輸機関においても同様の割引を行っている場合に限る。

(1) 当社線

普通運賃、定期運賃及び料金

ア 第1種身体障がい者又は第1種知的障がい者がその介護人とともに乗車する場合

イ 12歳未満の第2種身体障がい者又は12歳未満の第2種知的障がい者がその介護人とともに乗車する場合

ともに乗車する場合

- (2) 当社線と大阪シティバス株式会社（以下「シティバス」という。）が指定する乗合自動車の路線（以下「シティバス線」という。）との連絡運輸

普通運賃、定期運賃及び料金

ア 第1種身体障がい者、第1種知的障がい者又は第1種精神障がい者がその介護人とともに乗車する場合

イ 12歳未満の第2種身体障がい者、12歳未満の第2種知的障がい者又は12歳未満の第2種精神障がい者がその介護人とともに乗車する場合

- (3) 当社線と他の運輸機関の鉄道等（ただし、シティバス線を除く。）との連絡運輸

普通運賃、定期運賃及び料金

ア 第1種身体障がい者、第1種知的障がい者又は第1種精神障がい者がその介護人とともに乗車する場合

イ 12歳未満の第2種身体障がい者、12歳未満の第2種知的障がい者又は12歳未満の第2種精神障がい者がその介護人とともに乗車する場合

2 前項の規定にかかわらず、12歳未満の身体障がい者、12歳未満の知的障がい者、12歳未満の精神障がい者及び12歳未満の介護人に対しては、当社線とシティバス線との連絡運輸の普通運賃、定期運賃及び料金について割引を行わない。

3 第1項の規定にかかわらず、6歳未満の身体障がい者、6歳未満の知的障がい者及び6歳未満の精神障がい者が介護人とともに乗車する場合には、その身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者に対して無料の取扱いを行う。

（割引乗車券の種類及び発売）

第7条 手帳による割引を受けようとする身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及びその介護人に対し、次の各号に規定する乗車

- (2) 当社線と大阪シティバス株式会社（以下「シティバス」という。）が指定する乗合自動車の路線（以下「シティバス線」という。）との連絡運輸

普通運賃、定期運賃及び料金

ア 第1種身体障がい者又は第1種知的障がい者がその介護人とともに乗車する場合

イ 12歳未満の第2種身体障がい者又は12歳未満の第2種知的障がい者がその介護人とともに乗車する場合

- (3) 当社線と他の運輸機関の鉄道等（ただし、シティバス線を除く。）との連絡運輸

普通運賃、定期運賃及び料金

ア 第1種身体障がい者又は第1種知的障がい者がその介護人とともに乗車する場合

イ 12歳未満の第2種身体障がい者又は12歳未満の第2種知的障がい者がその介護人とともに乗車する場合

2 前項の規定にかかわらず、12歳未満の身体障がい者、12歳未満の知的障がい者及び12歳未満の介護人に対しては、当社線とシティバス線との連絡運輸の普通運賃、定期運賃及び料金について割引を行わない。

3 第1項の規定にかかわらず、6歳未満の身体障がい者及び6歳未満の知的障がい者が介護人とともに乗車する場合には、その身体障がい者及び知的障がい者に対して無料の取扱いを行う。

（割引乗車券の種類及び発売）

第7条 手帳による割引を受けようとする身体障がい者、知的障がい者及びその介護人に対し、次の各号に規定する乗車券を発売する。

券を発売する。その場合には、前条第4項に規定する運賃及び料金を適用するものとする。

(1) 当社線

旅客営業規則第17条に規定する特別割引普通券、特別割引定期券

(2) 当社線とシティバス線との連絡運輸

地下バス連絡規則第7条に規定する特別割引普通券、特別割引定期券

(3) 当社線と他の運輸機関の鉄道等（ただし、シティバス線を除く。）との連絡運輸

連絡運輸規則第10条に規定する特別割引普通券、特別割引通勤定期券、特別割引通学定期券

2 前項の規定にかかわらず、介護人が身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の乗車しようとする区間と同区間（乗車区間を含む。）について有効な乗車券等を既に所持している場合は、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者が単独で乗車券を購入できるものとする。

（介護人に対する運賃及び料金の割引）

第8条 手帳による割引を受けようとする身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の介護人は、その身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者と運賃及び料金の種類、乗車区間及び乗車券の有効期間が同一で、同時（前条第3項第2号に規定する場合にあっては、連続）に運賃及び料金を支払う場合に限り、運賃及び料金の割引を受けることができる。

2 前項の規定による介護人に対する運賃及び料金の割引は、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者とその介護人とが、同時に同一区間を乗車する場合に限って適用する。

（介護人に対する運賃及び料金の割引の特例）

第9条 前条の規定にかかわらず、第6条第2項の規定により身体障

その場合には、前条第4項に規定する運賃及び料金を適用するものとする。

(1) 当社線

旅客営業規則第17条に規定する特別割引普通券、特別割引定期券

(2) 当社線とシティバス線との連絡運輸

地下バス連絡規則第7条に規定する特別割引普通券、特別割引定期券

(3) 当社線と他の運輸機関の鉄道等（ただし、シティバス線を除く。）との連絡運輸

連絡運輸規則第10条に規定する特別割引普通券、特別割引通勤定期券、特別割引通学定期券

2 前項の規定にかかわらず、介護人が身体障がい者及び知的障がい者の乗車しようとする区間と同区間（乗車区間を含む。）について有効な乗車券等を既に所持している場合は、身体障がい者及び知的障がい者が単独で乗車券を購入できるものとする。

（介護人に対する運賃及び料金の割引）

第8条 手帳による割引を受けようとする身体障がい者及び知的障がい者の介護人は、その身体障がい者及び知的障がい者と運賃及び料金の種類、乗車区間及び乗車券の有効期間が同一で、同時（前条第3項第2号に規定する場合にあっては、連続）に運賃及び料金を支払う場合に限り、運賃及び料金の割引を受けることができる。

2 前項の規定による介護人に対する運賃及び料金の割引は、身体障がい者及び知的障がい者とその介護人とが、同時に同一区間を乗車する場合に限って適用する。

（介護人に対する運賃及び料金の割引の特例）

第9条 前条の規定にかかわらず、第6条第2項の規定により身体障

がい者、知的障がい者及び精神障がい者が12歳未満のため、運賃及び料金の割引の適用を受けない場合には、その介護人のみ運賃及び料金の割引を行う。

2 前条の規定にかかわらず、第6条第3項の規定により6歳未満の身体障がい者、6歳未満の知的障がい者及び6歳未満の精神障がい者が無料の取扱いを受ける場合には、その介護人のみ運賃及び料金の割引を行う。

3 前条の規定にかかわらず、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者に通学定期券を発売する場合であっても、介護人に発売する定期券は通勤定期券に限るものとする。

(回数カード)

第10条 手帳による割引を受けようとする身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及びその介護人が回数カードで運賃及び料金を支払おうとするときは、手帳等の提示により、特別割引回数カードを次の者に発売する。

(1) 第1種身体障がい者、第1種知的障がい者、第1種精神障がい者及びその介護人

(2) 12歳未満の第2種身体障がい者、12歳未満の第2種知的障がい者、12歳未満の第2種精神障がい者及びその介護人

(割引乗車券の効力)

第12条 割引乗車券は、身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者及びその介護人が、同一列車によって旅行する場合に限り有効とする。

(手帳の提示)

第13条 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及びその介護人が手帳による運賃及び料金の割引の適用を受ける場合には、手帳等を提示しなければならない。

(手帳の携行)

第14条 手帳による割引を受けた身体障がい者、知的障がい者及び精

がい者及び知的障がい者が12歳未満のため、運賃及び料金の割引の適用を受けない場合には、その介護人のみ運賃及び料金の割引を行う。

2 前条の規定にかかわらず、第6条第3項の規定により6歳未満の身体障がい者及び6歳未満の知的障がい者が無料の取扱いを受ける場合には、その介護人のみ運賃及び料金の割引を行う。

3 前条の規定にかかわらず、身体障がい者及び知的障がい者に通学定期券を発売する場合であっても、介護人に発売する定期券は通勤定期券に限るものとする。

(回数カード)

第10条 手帳による割引を受けようとする身体障がい者、知的障がい者及びその介護人が回数カードで運賃及び料金を支払おうとするときは、手帳等の提示により、特別割引回数カードを次の者に発売する。

(1) 第1種身体障がい者、第1種知的障がい者及びその介護人

(2) 12歳未満の第2種身体障がい者、12歳未満の第2種知的障がい者及びその介護人

(割引乗車券の効力)

第12条 割引乗車券は、身体障がい者又は知的障がい者及びその介護人が、同一列車によって旅行する場合に限り有効とする。

(手帳の提示)

第13条 身体障がい者、知的障がい者及びその介護人が手帳による運賃及び料金の割引の適用を受ける場合には、手帳等を提示しなければならない。

(手帳の携行)

第14条 手帳による割引を受けた身体障がい者及び知的障がい者は、

神障がい者は、乗降の際及び乗車中は、手帳を常に携行して、係員の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。

附 則

この規則は、2025年1月19日から施行する。

乗降の際及び乗車中は、手帳を常に携行して、係員の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。

IC証券取扱規則 新旧対照表

改 定	現 行	備 考
<p>IC証券取扱規則</p> <p>2018年4月1日規則第41号</p> <p>(ICCOCAの発売)</p> <p>第11条 旅客からICCOCA購入の請求があったときは、デポジットの收受とICCOCA媒体の貸与を行った上で、これを発売する。</p> <p>2 ICCOCA(小児)は、公的証明書等を提示して、利用する小児の氏名、生年月日及びその他の必要事項を旅客営業規則第33条第2項に定める通勤定期券購入申込書(以下「定期券購入申込書」という。)に記入のうえ提出したとき、記名人が12歳となる年度の3月31日までの間使用することができるICCOCA媒体により発売する。</p> <p>(ICCOCA定期券への変更)</p> <p>第14条 ICCOCAを所持する旅客は、定期券機能が必要となった場合は、当該ICCOCAのSF残額及びデポジットを引き継いでICCOCA定期券への変更を請求することができる。ただし、記念ICCOCAにあっては、この請求をすることができない。</p> <p>3 旅客はICCOCA定期券に変更する場合には、旅客営業規則第33条又は第34条に規定するとおり、氏名、生年月日及びその他の事項を定期券購入申込書に記入して提出しなければならない。</p> <p>(マイスタイル運賃の適用と特定利用)</p> <p>第33条 マイスタイル運賃は、ポストペイ式IC証券の発行を受けた旅客が、第37条に定める方法により、当社線の任意の2駅又はシティバス線の全線若しくはその双方を選択し、登録手続を行った場合に適用する。ただし、旅客営業規則第49条において同一の号に掲げる駅から2駅を選択することはできない。</p> <p>2 特定利用となる利用は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 当社線の任意の2駅を登録した場合</p>	<p>IC証券取扱規則</p> <p>2018年4月1日規則第41号</p> <p>(ICCOCAの発売)</p> <p>第11条 旅客からICCOCA購入の請求があったときは、デポジットの收受とICCOCA媒体の貸与を行った上で、これを発売する。</p> <p>2 ICCOCA(小児)は、公的証明書等を提示して、利用する小児の氏名、生年月日、<u>性別</u>及びその他の必要事項を旅客営業規則第33条第2項に定める通勤定期券購入申込書(以下「定期券購入申込書」という。)に記入のうえ提出したとき、記名人が12歳となる年度の3月31日までの間使用することができるICCOCA媒体により発売する。</p> <p>(ICCOCA定期券への変更)</p> <p>第14条 ICCOCAを所持する旅客は、定期券機能が必要となった場合は、当該ICCOCAのSF残額及びデポジットを引き継いでICCOCA定期券への変更を請求することができる。ただし、記念ICCOCAにあっては、この請求をすることができない。</p> <p>3 旅客はICCOCA定期券に変更する場合には、旅客営業規則第33条又は第34条に規定するとおり、氏名、生年月日、<u>性別</u>及びその他の事項を定期券購入申込書に記入して提出しなければならない。</p> <p>(マイスタイル運賃の適用と特定利用)</p> <p>第33条 マイスタイル運賃は、ポストペイ式IC証券の発行を受けた旅客が、第37条に定める方法により、当社線の任意の2駅又はシティバス線の全線若しくはその双方を選択し、登録手続を行った場合に適用する。ただし、旅客営業規則第49条において同一の号に掲げる駅から2駅を選択することはできない。</p> <p>2 特定利用となる利用は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 当社線の任意の2駅を登録した場合</p>	

登録した駅（以下「登録駅」という。）2駅相互間の利用及びいずれかの登録駅と任意の登録していない駅（以下「登録外駅」という。）相互間の利用のうち、当該登録外駅からそれぞれの登録駅までの区数のいずれもが登録駅相互間の区数を超えないもの（夢洲発着とする利用は、夢洲を登録駅とした場合に限る。）

（プレミアム運賃の適用と特定利用）

第35条 プレミアム運賃は、ポストペイ式IC証票の発行を受けた旅客が、第37条に定める方法により、任意の1駅（夢洲にあっては、次項第4号の適用条件を選択する場合に限る。）及び次項に定める適用条件（第4号の適用条件にあっては、夢洲・弁天町間の各駅又はコスモスクエア・南港口間の各駅を選択する場合に限る。）のうち1種類を選択し、登録手続を行った場合に適用する。

2 プレミアム運賃の適用条件の種類及び内容は次に定めるとおりとする。

（4） 大エリア加算4区相当

ア 距離の上限 9.5キロメートル

イ 区数の上限 4区

3 特定利用となる利用は、次に定めるとおりとする。

登録した駅から起算した運賃計算キロ程（旅客営業規則第47条第3項に定めるものをいう。）が登録した適用条件における距離の上限以下となる駅（登録した駅を含む。）相互間の利用（夢洲発着とする利用は、前項第4号に規定する適用条件を選択した場合に限る。）。ただし、これら駅相互間の区数が、登録した適用条件における区数の上限を超えるものを除く。

（払戻し）

第45条 SFの払戻しは、行わないものとする。ただし、次の各項については除く。

3 前項の規定によりICOCA（小児）の払戻しを請求する場合、当社は、次の各号の条件を満たす場合に限って、払戻しをする。

登録した駅（以下「登録駅」という。）2駅相互間の利用及びいずれかの登録駅と任意の登録していない駅（以下「登録外駅」という。）相互間の利用のうち、当該登録外駅からそれぞれの登録駅までの区数のいずれもが登録駅相互間の区数を超えないもの

（プレミアム運賃の適用と特定利用）

第35条 プレミアム運賃は、ポストペイ式IC証票の発行を受けた旅客が、第36条に定める方法により、任意の1駅及び次項に定める適用条件のうち1種類を選択し、登録手続を行った場合に適用する。

2 プレミアム運賃の適用条件の種類及び内容は次に定めるとおりとする。

3 特定利用となる利用は、次に定めるとおりとする。

登録した駅から起算した運賃計算キロ程（旅客営業規則第47条第3項に定めるものをいう。）が登録した適用条件における距離の上限以下となる駅（登録した駅を含む。）相互間の利用。ただし、これら駅相互間の区数が、登録した適用条件における区数の上限を超えるものを除く。

（払戻し）

第45条 SFの払戻しは、行わないものとする。ただし、次の各項については除く。

3 前項の規定によりICOCA（小児）の払戻しを請求する場合、当社は、次の各号の条件を満たす場合に限って、払戻しをする。

(2) 記名人の氏名及び生年月日の情報が当社システムで確認できること。

7 旅客は、ICOCA定期券が不要となった場合、又は定期券機能のみが不要となった場合は、これを定期券発売所へ提出又は自動券売機に投入（発売時に4桁の暗証番号を設定している定期券の投入に限る。）したときに、次の各号の条件を満たす場合に限り、払戻しを請求することができる。

(2) 記名人の氏名及び生年月日等の情報が当社のシステムにより確認できること。

(紛失再発行)

第48条 旅客は、ICOCA（大人）の盗難又は紛失その他いかなる理由によっても、再発行の請求をすることができない。

2 ICOCA（小児）の記名人が、当該ICOCA（小児）を紛失した場合、次の各号の条件を満たす場合に限り、紛失したICOCA（小児）に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行う。その上で、定期券発売所において、再発行登録を行った日の翌日から14日以内に再発行を行う。

(2) 記名人の氏名及び生年月日の情報が当社システムで確認できること。

6 ICOCA定期券を記名人が紛失した場合、次の各号の条件を満たす場合に限り、紛失したICOCA定期券（SF残額がある場合は当該SFを含む。）に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、その翌日から14日以内に再発行を行う。

(2) 記名人の氏名、生年月日等の情報が当社のシステムにより確認できること。

別表3（第32条関係）

(1) 特定利用にかかる割引運賃の上限額

ア イ以外の上限額

(2) 記名人の氏名、生年月日及び性別の情報が当社システムで確認できること。

7 旅客は、ICOCA定期券が不要となった場合、又は定期券機能のみが不要となった場合は、これを定期券発売所へ提出又は自動券売機に投入（発売時に4桁の暗証番号を設定している定期券の投入に限る。）したときに、次の各号の条件を満たす場合に限り、払戻しを請求することができる。

(2) 記名人の氏名、生年月日及び性別等の情報が当社のシステムにより確認できること。

(紛失再発行)

第48条 旅客は、ICOCA（大人）の盗難又は紛失その他いかなる理由によっても、再発行の請求をすることができない。

2 ICOCA（小児）の記名人が、当該ICOCA（小児）を紛失した場合、次の各号の条件を満たす場合に限り、紛失したICOCA（小児）に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行う。その上で、定期券発売所において、再発行登録を行った日の翌日から14日以内に再発行を行う。

(2) 記名人の氏名、生年月日及び性別の情報が当社システムで確認できること。

6 ICOCA定期券を記名人が紛失した場合、次の各号の条件を満たす場合に限り、紛失したICOCA定期券（SF残額がある場合は当該SFを含む。）に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、その翌日から14日以内に再発行を行う。

(2) 記名人の氏名、生年月日、性別等の情報が当社のシステムにより確認できること。

別表3（第32条関係）

(1) 特定利用にかかる割引運賃の上限額

(ア) 当社線を登録した場合

(イ) 当社線、シティバス線の双方を登録した場合

イ 夢洲を登録駅とした場合の上限額

アの額にそれぞれ次の額を加算した額とする。

(ア) 当社線を登録した場合

区分	一般		学生	
	大人	小児	大人	小児
	円	円	円	円
2区	3,030	1,520	1,370	690
3区	3,030	1,510	1,360	680
4区	3,030	1,510	1,360	680
5区	3,030	1,520	1,370	680

(イ) 当社線、シティバス線の双方を登録した場合

区分		一般		学生	
		大人	小児	大人	小児
シティバス線	当社線	円	円	円	円
全線	2区	2,280	1,140	1,030	520
	3区	2,270	1,130	1,020	510
	4区	2,270	1,130	1,020	510
	5区	2,280	1,140	1,020	510

別表4 (第34条関係)

(1) 特定利用にかかる割引運賃の上限額

区分	一般
----	----

ア 当社線を登録した場合

イ 当社線、シティバス線の双方を登録した場合

別表4 (第34条関係)

(1) 特定利用にかかる割引運賃の上限額

区分	一般
----	----

適用条件	大人	小児
	円	円
小エリア2区相当	9,190	4,600
中エリア3区相当	10,960	5,480
大エリア4区相当	12,320	6,170
<u>大エリア加算4区相当</u>	<u>15,350</u>	<u>7,680</u>

(2) 特定利用にかかる割引運賃の上限額に加算する料金

適用条件	区分	
	大人	小児
	円	円
小エリア2区相当	400	190
中エリア3区相当	410	210
大エリア4区相当	410	200
<u>大エリア加算4区相当</u>	<u>410</u>	<u>200</u>

附 則

この規則は、2025年1月19日から施行する。

適用条件	大人	小児
	円	円
小エリア2区相当	9,190	4,600
中エリア3区相当	10,960	5,480
大エリア4区相当	12,320	6,170

(2) 特定利用にかかる割引運賃の上限額に加算する料金

適用条件	区分	
	大人	小児
	円	円
小エリア2区相当	400	190
中エリア3区相当	410	210
大エリア4区相当	410	200

大阪シティバス株式会社との連絡運輸規則 新旧対照表

改 定				現 行				備 考
大阪シティバス株式会社との連絡運輸規則 2018年4月1日規則第43号 (連絡乗車券の運賃) 第12条 連絡乗車券の運賃(シティバス線にかかる運賃を含む。)は、次のとおりとする。 (1) 連絡普通券 ア イ以外の運賃				大阪シティバス株式会社との連絡運輸規則 2018年4月1日規則第43号 (連絡乗車券の運賃) 第12条 連絡乗車券の運賃(シティバス線にかかる運賃を含む。)は、次のとおりとする。 (1) 連絡普通券				
種別	会社別		運賃	種別	会社別		運賃	
大人	シテ ィバ ス線	当 社 線		大人	シテ ィバ ス線	当 社 線		
		1 区	円 290			1 区	円 290	
		2 区	340			2 区	340	
		3 区	390			3 区	390	
		4 区	440			4 区	440	
		5 区	490			5 区	490	
小児 及び 特割		1 区	150	小児 及び 特割		1 区	150	
		2	180			2	180	

大人	区	
	3区	200
	4区	230
	5区	250

イ 夢洲発着とする区間を乗車する場合の運賃

アの額にそれぞれ旅客営業規則第54条第2項及び第55条第2項に定める額を加算した額とする。

(2) 連絡定期券

ア 通勤定期券 (大人)

(ア) (イ) 以外の運賃

会社別		運賃		
シテイバス線	当社線	1か月	3か月	6か月
	2キロメートル	1区	円 11,750	円 33,460
2区		12,910	36,780	69,670
3区		14,070	40,090	75,950

大人	区	
	3区	200
	4区	230
	5区	250

(2) 連絡定期券

ア 通勤定期券 (大人)

会社別		運賃		
シテイバス線	当社線	1か月	3か月	6か月
	2キロメートル	1区	円 11,750	円 33,460
2区		12,910	36,780	69,670
3区		14,070	40,090	75,950

未 満	4 区	14,670	41,800	79,190
	5 区	15,380	43,810	83,000
全 線	1 区	12,420	35,380	67,030
	2 区	13,580	38,700	73,310
	3 区	14,740	42,010	79,590
	4 区	15,340	43,720	82,830
	5 区	16,050	45,730	86,640

(イ) 夢洲発着とする区間を乗車する場合の運賃

(ア) の額にそれぞれ次の額を加算した額とする。

会社別		加算額		
シティバス線	当社線	1か月	3か月	6か月
2キロメートル未満及び全線	2区	円 2,530	円 7,210	円 13,650
	3区	2,520	7,200	13,640
	4区	2,520	7,200	13,640
	5区	2,530	7,200	13,650

イ 通勤定期券（小児及び特割大人）

(ア) (イ) 以外の運賃

未 満	4 区	14,670	41,800	79,190
	5 区	15,380	43,810	83,000
全 線	1 区	12,420	35,380	67,030
	2 区	13,580	38,700	73,310
	3 区	14,740	42,010	79,590
	4 区	15,340	43,720	82,830
	5 区	16,050	45,730	86,640

イ 通勤定期券（小児及び特割大人）

会社別		運賃		
シ テ ィ バ ス 線	当 社 線	1 か 月	3 か 月	6 か 月
	2 キ ロ メ ー ト ル 未 満	1 区	円 5,880	円 16,730
2 区		6,460	18,390	34,830
3 区		7,040	20,050	37,970
4 区		7,340	20,900	39,590
5 区		7,690	21,910	41,500
全 線	1 区	6,220	17,690	33,530
	2 区	6,800	19,350	36,660
	3 区	7,380	21,010	39,800
	4 区	7,680	21,860	41,420
	5 区	8,030	22,870	43,330

会社別		運賃		
シ テ ィ バ ス 線	当 社 線	1 か 月	3 か 月	6 か 月
	2 キ ロ メ ー ト ル 未 満	1 区	円 5,880	円 16,730
2 区		6,460	18,390	34,830
3 区		7,040	20,050	37,970
4 区		7,340	20,900	39,590
5 区		7,690	21,910	41,500
全 線	1 区	6,220	17,690	33,530
	2 区	6,800	19,350	36,660
	3 区	7,380	21,010	39,800
	4 区	7,680	21,860	41,420
	5 区	8,030	22,870	43,330

(イ) 夢洲発着とする区間を乗車する場合の運賃

(ア) の額にそれぞれ次の額を加算した額とする。

会社別		加算額			
シティバス線		当社線	1か月	3か月	6か月
2キロメートル未満及び全線	2区	円	円	円	
		1,270	3,600	6,830	
	3区	1,260	3,600	6,810	
	4区	1,260	3,600	6,810	
	5区	1,260	3,600	6,830	

ウ 通学定期券 (大人)

(ア) (イ) 以外の運賃

会社別		運賃		
シティバス線	当社線	1か月	3か月	6か月
	全線	1区	円 6,450	円 18,370
2区		7,020	20,010	37,910
3区		7,530	21,470	40,670
4区		7,610	21,680	41,080

ウ 通学定期券 (大人)

会社別		運賃		
シティバス線	当社線	1か月	3か月	6か月
	全線	1区	円 6,450	円 18,370
2区		7,020	20,010	37,910
3区		7,530	21,470	40,670
4区		7,610	21,680	41,080

5区	7,930	22,600	42,820
----	-------	--------	--------

(イ) 夢洲発着とする区間を乗車する場合の運賃

(ア) の額にそれぞれ次の額を加算した額とする。

会社別		加算額		
シティバス線	当社線	1か月	3か月	6か月
全線	2区	円 1,140	円 3,260	円 6,160
	3区	1,140	3,240	6,150
	4区	1,140	3,250	6,150
	5区	1,140	3,250	6,160

エ 通学定期券(小児及び特割大人)

(ア) (イ) 以外の運賃

会社別		運賃		
シティバス線	当社線	1か月	3か月	6か月
全線	1区	円 3,230	円 9,190	円 17,410
	2区	3,520	10,020	18,960
	3	3,770	10,740	20,340

5区	7,930	22,600	42,820
----	-------	--------	--------

エ 通学定期券(小児及び特割大人)

会社別		運賃		
シティバス線	当社線	1か月	3か月	6か月
全線	1区	円 3,230	円 9,190	円 17,410
	2区	3,520	10,020	18,960
	3	3,770	10,740	20,340

区			
4区	3,810	10,850	20,540
5区	3,980	11,310	21,410

(イ) 夢洲発着とする区間を乗車する場合の運賃

(ア) の額にそれぞれ次の額を加算した額とする。

会社別		加算額		
シティバス線	当社線	1か月	3か月	6か月
全線	2区	円 570	円 1,620	円 3,080
	3区	570	1,620	3,070
	4区	570	1,630	3,080
	5区	570	1,620	3,080

(連絡乗車券の様式)

第15条 連絡乗車券の様式は、次のとおりとする。

(2) 連絡定期券

ア 通勤定期券

(ア) 乗合自動車2キロメートル未満

縦 8.5 cm 横 5.75 cm

区			
4区	3,810	10,850	20,540
5区	3,980	11,310	21,410

(連絡乗車券の様式)

第15条 連絡乗車券の様式は、次のとおりとする。

(2) 連絡定期券

ア 通勤定期券

(ア) 乗合自動車2キロメートル未満

縦 8.5 cm 横 5.75 cm

Osaka Metro・大阪シティバス No.00792
連絡通勤定期券1か月
20XX年XX月XX日から
20XX年

XX月 XX日まで

淀屋橋 一 夢洲
經由 本町

淀屋橋 北浜二 天満橋

オオサカ シロウ 様XX歳 3144
XXXXX円 Osaka Metro

2025年-1月19日 M161281梅田M

(イ)乗合自動車全線

縦 8.5 cm 横 5.75 cm

Osaka Metro・大阪シティバス No.00791
連絡通勤定期券1か月
20XX年XX月XX日から
20XX年

XX月 XX日まで

淀屋橋 一 夢洲
經由 本町

バス全線

オオサカ シロウ 様XX歳 3174
XXXXX円 Osaka Metro

2025年-1月19日 M161281梅田M

Osaka Metro・大阪シティバス No.00004
連絡通勤定期券1か月
20XX年X月-X日から
20XX年

X月 X日まで

淀屋橋 一 夢洲
經由 御堂筋線

淀屋橋 北浜二 天神橋

男

オオサカ メトロ 様30歳 3141
XX,XXX円 Osaka Metro

20XX年-X月-X日 M160292梅田M

(イ)乗合自動車全線

縦 8.5 cm 横 5.75 cm

Osaka Metro・大阪シティバス No.00005
連絡通勤定期券1か月
20XX年X月-X日から
20XX年

X月 X日まで

淀屋橋 一 夢洲
經由 御堂筋線

バス全線

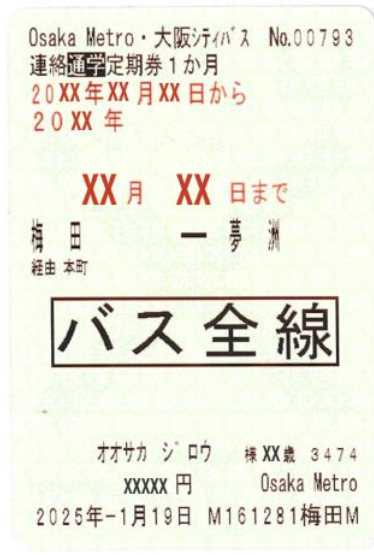
男

オオサカ メトロ 様20歳 3172
XX,XXX円 Osaka Metro

20XX年-X月-X日 M160292梅田M

イ 通学定期券

縦 8.5 cm 横 5.75 cm



備考 小児及び特割大人用の場合は、券面下部左側に小児又は特割等の区分を表示する。

2025年1月18日以前に発行した定期券の様式には、性別の表示がある。

附 則

本規則は、2025年1月19日から施行する。

イ 通学定期券

縦 8.5 cm 横 5.75 cm



備考 小児及び特割大人用の場合は、券面下部左側に小児又は特割等の区分を表示する。

連絡運輸規則 新旧対照表

改 定	現 行	備 考
<p>連絡運輸規則</p> <p style="text-align: right;">2018年4月1日規則第44号</p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、旅客営業規則に基づき、大阪市高速電気軌道株式会社高速鉄道（中量軌道を含む。以下「当社線」という。）と他の運輸機関の経営する鉄道又は軌道（以下「社線」という。）との間の旅客の連絡運輸について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(2) 運賃 旅客営業規則に規定する運賃又は社の運賃をいう。</p> <p>(3) 料金 旅客営業規則に規定する料金又は社の料金をいう。</p> <p>第5条 削除</p> <p>(運行不能の場合の取扱い)</p> <p>第6条 列車の運行が不能となった場合は、不通区間内まで乗車する旅客又はこれを通過しなければならない旅客の取扱いはしない。</p> <p>2 列車の運行が不能となった場合であっても、運輸機関が連絡の措置をして、その旨関係駅に掲示したときは、不通区間は、開通したものとみなして旅客の取扱いをする。</p>	<p>連絡運輸規則</p> <p style="text-align: right;">2018年4月1日規則第44号</p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、旅客営業規則に基づき、大阪市高速電気軌道株式会社高速鉄道（中量軌道を含む。以下「当社線」という。）と他の運輸機関の経営する鉄道、軌道又は自動車線（以下「社線」という。）との間の旅客の連絡運輸について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(2) <u>自動車線 社の経営する自動車線をいう。</u></p> <p>(3) 運賃 旅客営業規則に規定する運賃又は社の運賃をいう。</p> <p>(4) 料金 旅客営業規則に規定する料金又は社の料金をいう。</p> <p><u>(鉄軌道自動車線連絡定期券の適用規則)</u></p> <p>第5条 <u>鉄軌道自動車線連絡定期券は、当社線並びに他の運輸機関の経営する鉄道及び軌道については、本規則を適用し、自動車線については、社の定める規定を適用して取り扱うものとする。</u></p> <p>(運行不能の場合の取扱い)</p> <p>第6条 列車等の運行が不能となった場合は、不通区間内まで乗車する旅客又はこれを通過しなければならない旅客の取扱いはしない。</p> <p>2 列車等の運行が不能となった場合であっても、運輸機関が連絡の措置をして、その旨関係駅に掲示したときは、不通区間は、開通したものとみなして旅客の取扱いをする。</p>	

(普通券の様式)

第34条 普通券の様式は、次のとおりとする。

(1) 阪急連絡用

ア 阪急連絡普通券

縦 3.0cm 横 5.75cm



備考 1 小児用については、券面中央部に「小」と表示する。

2 乗継割引運賃用については、券面中央部に「割引」と表示する。

(2) 北急連絡用

ア 北急連絡普通券

縦 3.0cm 横 5.75cm



備考 1 小児用については、券面中央部に「小」と表示する。

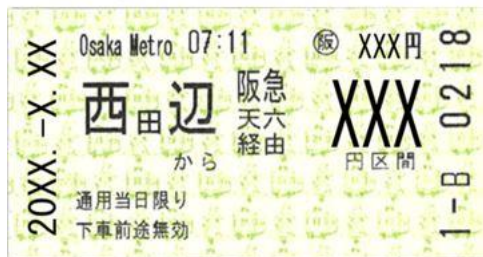
(普通券の様式)

第34条 普通券の様式は、次のとおりとする。

(1) 阪急連絡用

ア 阪急連絡普通券

縦 3.0cm 横 5.75cm



備考 1 小児及び特割券大人用については、券面中央部に「小」と表示する。

2 乗継割引運賃用については、券面中央部に「割引」と表示する。

(2) 北急連絡用

ア 北急連絡普通券

縦 3.0cm 横 5.75cm



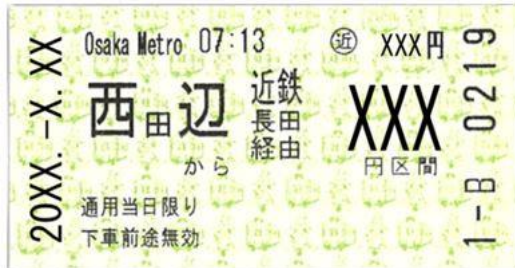
備考 1 小児及び特割券大人用については、券面中央部に「小」と表示する。

2 乗継割引運賃用については、券面中央部に「割引」と表示する。

(3) 近鉄連絡用

ア 近鉄連絡普通券

縦 3.0cm 横 5.75cm



備考 1 小児用については、券面中央部に「小」と表示する。

2 乗継割引運賃用については、券面中央部に「割引」と表示する。

別表 1 連絡運輸の範囲

I 鉄軌道連絡

1 阪神電気鉄道連絡

(1) 発売範囲

当社線			阪神		
路線	発売範囲	接続駅	接続駅	路線	発売範囲
御堂筋線	各駅	梅田	大阪	阪神本線	各駅

2 乗継割引運賃用については、券面中央部に「割引」と表示する。

(3) 近鉄連絡用

ア 近鉄連絡普通券

縦 3.0cm 横 5.75cm



備考 1 小児 及び特割券大人用については、券面中央部に「小」と表示する。

2 乗継割引運賃用については、券面中央部に「割引」と表示する。

別表 1 連絡運輸の範囲

I 鉄軌道連絡

1 阪神電気鉄道連絡

(1) 発売範囲

当社線			阪神		
路線	発売範囲	接続駅	接続駅	路線	発売範囲
御堂筋線	各駅	梅田	大阪	阪神本線	各駅

四つ橋線	(大国町乗換) 花園町以南の各駅		梅田		
御堂筋線	(大国町乗換) 動物園前以南の各駅	西梅田		阪神 なんば線	西九条以西の各駅
四つ橋線	各駅				
谷町線	各駅	東梅田		武庫川線	各駅
今里筋線	(太子橋今市乗換) 井高野～新森古市間の各駅				
中央線	(阿波座乗換) 各駅	野田 阪神	野田	阪神 本線	各駅
千日前線	各駅				
	(阿波座・緑橋・今里乗換) 新深江以东の各駅				
長堀鶴見緑地線	(西長堀乗換) 大正～森ノ宮間の各駅	野田 阪神	野田	阪神 なんば線	西九条以西の各駅
	(阿波座・森ノ宮乗換又は西長堀乗換) 大阪ビジネスパーク～蒲生四丁目間の各駅				
	(阿波座・緑橋・蒲生四丁目乗換、阿波座・森ノ宮乗換又は西長堀乗換) 今福鶴見以东の各駅				
今里筋線	(阿波座・緑橋乗換) 各駅			武庫川線	各駅
ニュー	(阿波座・コスモスク				

四つ橋線	(大国町乗換) 花園町以南の各駅		梅田		
御堂筋線	(大国町乗換) 動物園前以南の各駅	西梅田		阪神 なんば線	西九条以西の各駅
四つ橋線	各駅				
谷町線	各駅	東梅田		武庫川線	各駅
今里筋線	(太子橋今市乗換) 井高野～新森古市間の各駅				
中央線	(阿波座乗換) 各駅	野田 阪神	野田	阪神 本線	各駅
千日前線	各駅				
	(阿波座・緑橋・今里乗換) 新深江以东の各駅				
長堀鶴見緑地線	(西長堀乗換) 大正～森ノ宮間の各駅	野田 阪神	野田	阪神 なんば線	西九条以西の各駅
	(阿波座・森ノ宮乗換又は西長堀乗換) 大阪ビジネスパーク～蒲生四丁目間の各駅				
	(阿波座・緑橋・蒲生四丁目乗換、阿波座・森ノ宮乗換又は西長堀乗換) 今福鶴見以东の各駅				
今里筋線	(阿波座・緑橋乗換) 各駅			武庫川線	各駅
ニュー	(阿波座・コスモスク				

トラム	エア乗換) トレードセンター前～ 南港東間の各駅				
中央線	各駅	九条	九条	阪神 本線	福島以 西の各 駅
				阪神 なん ば線	各駅
武庫 川線					
ニュー トラム	(コスモスクエア乗 換)トレードセンター 前～平林間の各駅				
長堀鶴 見緑地 線	各駅	ドーム前 千代崎	ドーム前	阪神 本線	福島以 西の各 駅
				阪神 なん ば線	各駅
				武庫 川線	
御堂筋 線	各駅	難波	大阪 難波	阪神 本線	福島以 西の各 駅
四つ橋 線	各駅			阪神 なん ば線	各駅
				武庫 川線	

(注) 上記区間のうち、当社発売については、難波接続となる御堂

トラム	エア乗換) トレードセンター前～ 南港東間の各駅				
中央線	各駅	九条	九条	阪神 本線	福島以 西の各 駅
				阪神 なん ば線	各駅
武庫 川線					
ニュー トラム	(コスモスクエア乗 換)トレードセンター 前～平林間の各駅				
長堀鶴 見緑地 線	各駅	ドーム前 千代崎	ドーム前	阪神 本線	福島以 西の各 駅
				阪神 なん ば線	各駅
				武庫 川線	
御堂筋 線	各駅	難波	大阪 難波	阪神 本線	福島以 西の各 駅
四つ橋 線	各駅			阪神 なん ば線	各駅
				武庫 川線	

(注) 上記区間のうち、当社発売については、難波接続となる御堂

筋線心齋橋以北の各駅及び四つ橋線四つ橋以北の各駅を除き、阪神発売については、東梅田接続となる今里筋線（太子橋今市乗換）井高野～新森古市間の各駅並びに野田阪神接続となる千日前線（阿波座・緑橋・今里乗換）新深江以東の各駅、長堀鶴見緑地線（阿波座・緑橋・蒲生四丁目乗換）今福鶴見以東の各駅、今里筋線（阿波座・緑橋乗換）各駅、ニュートラムトレードセンター前～南港東間の各駅、中央線（阿波座乗換）コスモスクエア～夢洲間の各駅及び九条接続となる中央線夢洲を除く。

3 近畿日本鉄道連絡（天王寺接続）

(1) 発売範囲

当社線		近鉄		
路線	発売範囲	接続駅	路線	発売範囲
御堂筋線	天王寺を除く各駅	天王寺	南大阪線	各駅
谷町線	大日、守口、千林大宮～四天王寺前夕陽ヶ丘間の各駅 阿倍野～八尾南間の各駅 (天神橋筋六丁目・南森町又は天神橋筋六丁目・動物園前乗換)千林大宮～都島の各駅、中崎町 (太子橋今市・今里・谷町九丁目乗換)大日、守口			
四つ橋線	(大国町乗換) 大国町を除く各駅			
中央線	(谷町四丁目乗換) <u>夢洲</u> ～阿波座間の各駅、堺筋本町、森ノ宮、緑橋、高井田 (本町乗換) <u>夢洲</u> ～阿波座間の			

筋線心齋橋以北の各駅及び四つ橋線四つ橋以北の各駅を除き、阪神発売については、東梅田接続となる今里筋線（太子橋今市乗換）井高野～新森古市間の各駅並びに野田阪神接続となる千日前線（阿波座・緑橋・今里乗換）新深江以東の各駅、長堀鶴見緑地線（阿波座・緑橋・蒲生四丁目乗換）今福鶴見以東の各駅、今里筋線（阿波座・緑橋乗換）各駅、ニュートラムトレードセンター前～南港東間の各駅及び中央線コスモスクエアを除く。

3 近畿日本鉄道連絡（天王寺接続）

(1) 発売範囲

当社線		近鉄		
路線	発売範囲	接続駅	路線	発売範囲
御堂筋線	天王寺を除く各駅	天王寺	南大阪線	各駅
谷町線	大日、守口、千林大宮～四天王寺前夕陽ヶ丘間の各駅 阿倍野～八尾南間の各駅 (天神橋筋六丁目・南森町又は天神橋筋六丁目・動物園前乗換)千林大宮～都島の各駅、中崎町 (太子橋今市・今里・谷町九丁目乗換)大日、守口			
四つ橋線	(大国町乗換) 大国町を除く各駅			
中央線	(谷町四丁目乗換) <u>コスモスクエア</u> ～阿波座間の各駅、堺筋本町、森ノ宮、緑橋、高井田 (本町乗換) <u>コスモスクエア</u> ～			

	各駅 (緑橋・今里・谷町九丁目乗換) 深江橋、高井田
千日前線	(難波乗換) 野田阪神～桜川間の各駅
	(谷町九丁目乗換) 野田阪神～桜川間の各駅、日本橋、鶴橋～南巽間の各駅
堺筋線	(南森町乗換) 天神橋筋六丁目、扇町
	(動物園前乗換) 南森町、動物園前を除く各駅
長堀鶴見緑地線	(心斎橋乗換) 大正～西大橋間の各駅
	(谷町六丁目乗換) 心斎橋、谷町六丁目、門真南を除く各駅
	(蒲生四丁目・今里・谷町九丁目乗換) 今福鶴見～門真南間の各駅
今里筋線	(太子橋今市乗換) 井高野～だいどう豊里間の各駅
	(今里・谷町九丁目乗換) 井高野～緑橋間の各駅
ニュートラム	(コスモスクエア・本町乗換又はコスモスクエア・谷町四丁目乗換) トレードセンター前
	(住之江公園・大国町乗換) 中ふ頭～平林間の各駅

長野線

御所線

吉野線

橿原線

(橿原神宮前乗換)
大和八木～畝傍御陵前間の各駅

	阿波座間の各駅 (緑橋・今里・谷町九丁目乗換) 深江橋、高井田
千日前線	(難波乗換) 野田阪神～桜川間の各駅
	(谷町九丁目乗換) 野田阪神～桜川間の各駅、日本橋、鶴橋～南巽間の各駅
堺筋線	(南森町乗換) 天神橋筋六丁目、扇町
	(動物園前乗換) 南森町、動物園前を除く各駅
長堀鶴見緑地線	(心斎橋乗換) 大正～西大橋間の各駅
	(谷町六丁目乗換) 心斎橋、谷町六丁目、門真南を除く各駅
	(蒲生四丁目・今里・谷町九丁目乗換) 今福鶴見～門真南間の各駅
今里筋線	(太子橋今市乗換) 井高野～だいどう豊里間の各駅
	(今里・谷町九丁目乗換) 井高野～緑橋間の各駅
ニュートラム	(コスモスクエア・本町乗換又はコスモスクエア・谷町四丁目乗換) トレードセンター前
	(住之江公園・大国町乗換) 中ふ頭～平林間の各駅

長野線

御所線

吉野線

橿原線

(橿原神宮前乗換)
大和八木～畝傍御陵前間の各駅

4 近畿日本鉄道連絡（長田接続）

(1) 発売範囲

券種	当社線		接続駅	近鉄	
	路線	発売範囲		路線	発売範囲
定期外	全線	各駅	長田	けいはんな線	各駅
				奈良線	生駒～近鉄奈良間の各駅
				京都線	新田辺～大和西大寺間の各駅
				橿原線	大和西大寺～平端間の各駅
				天理線	各駅
				生駒線	
定期券	御堂筋線	(本町乗換) 江坂～淀屋橋間の各駅、心齋橋～大国町間の各駅	長田	けいはんな線	各駅
		(天王寺・谷町四丁目乗換) 昭和町～中百舌鳥間の各駅			

4 近畿日本鉄道連絡（長田接続）

(1) 発売範囲

券種	当社線		接続駅	近鉄	
	路線	発売範囲		路線	発売範囲
定期外	全線	各駅	長田	けいはんな線	各駅
				奈良線	生駒～近鉄奈良間の各駅
				京都線	新田辺～大和西大寺間の各駅
				橿原線	大和西大寺～平端間の各駅
				天理線	各駅
				生駒線	
定期券	御堂筋線	(本町乗換) 江坂～淀屋橋間の各駅、心齋橋～大国町間の各駅	長田	けいはんな線	各駅
		(天王寺・谷町四丁目乗換) 昭和町～中百舌鳥間の各駅			

	(天王寺・谷町九丁目・今里・緑橋乗換) 西田辺、新金岡			
谷町線	(天神橋筋六丁目・堺筋本町乗換) 大日～都島間の各駅、中崎町	奈良線		
	(太子橋今市・緑橋乗換) 太子橋今市を除く大日～関目高殿間の各駅			
	(谷町四丁目乗換) 天神橋筋六丁目、谷町四丁目を除く各駅		京都線	
	(谷町九丁目・今里・緑橋乗換) 田辺			
四つ橋線	(本町乗換) 本町を除く各駅	橿原線		
中央線	各駅 (長田を除く)			
千日前線	(阿波座乗換) 阿波座を除く野田阪神～桜川間の各駅	天理線		
	(今里・緑橋乗換) 今里を除く桜川～南巽間の各駅			
	(谷町九丁目・谷町四丁目乗換) 鶴橋～南巽間の各駅		生駒線	
堺筋線	(堺筋本町乗換) 堺筋本町を除く各駅			
長堀鶴見	(森ノ宮乗換) 森ノ宮を除く各駅	大阪線	(生駒・布施乗換)	

	(天王寺・谷町九丁目・今里・緑橋乗換) 西田辺、新金岡			
谷町線	(天神橋筋六丁目・堺筋本町乗換) 大日～都島間の各駅、中崎町	奈良線		
	(太子橋今市・緑橋乗換) 太子橋今市を除く大日～関目高殿間の各駅			
	(谷町四丁目乗換) 天神橋筋六丁目、谷町四丁目を除く各駅		京都線	
	(谷町九丁目・今里・緑橋乗換) 田辺			
四つ橋線	(本町乗換) 本町を除く各駅	橿原線		
中央線	各駅 (長田を除く)			
千日前線	(阿波座乗換) 阿波座を除く野田阪神～桜川間の各駅	天理線		
	(今里・緑橋乗換) 今里を除く桜川～南巽間の各駅			
	(谷町九丁目・谷町四丁目乗換) 鶴橋～南巽間の各駅		生駒線	
堺筋線	(堺筋本町乗換) 堺筋本町を除く各駅			
長堀鶴見	(森ノ宮乗換) 森ノ宮を除く各駅	大阪線	(生駒・布施乗換)	

緑地線	(蒲生四丁目・緑橋乗換) 今福鶴見～門真南間の各 駅	鶴橋～青山 町間の各駅
今里筋線	(緑橋乗換) 緑橋を除く各 駅	
ニュー ート ラム	(コスモスクエア乗換) ト レードセンター前～平林 間の各駅	
	(住之江公園・本町乗換) 住之江公園を除く各駅	
	(住之江公園・難波・今 里・緑橋乗換) 平林	
		(生駒・西 大寺・八木 乗換) 俊徳道～青 山町間の各 駅

(2) 発売券種

普通券(特割券は近鉄のみ発売。)片道(ただし、中央線の各駅及び千日前線難波～南翼の各駅を除いて、けいはんな線の各駅までに限り発売する。また、千日前線難波～南翼の各駅においては、けいはんな線荒本～新石切間の各駅までに限り発売する。)

団体券

通勤定期券(大人のみ)

通学定期券

5 近畿日本鉄道連絡(難波、日本橋、谷町九丁目接続)

(1) 発売範囲

当社線			近鉄		
路線	発売範囲	接続駅	路線	発売範囲	
御堂筋線	難波を除く各駅	難波	奈良線	各駅	

緑地線	(蒲生四丁目・緑橋乗換) 今福鶴見～門真南間の各 駅	鶴橋～青山 町間の各駅
今里筋線	(緑橋乗換) 緑橋を除く各 駅	
ニュー ート ラム	(コスモスクエア乗換) ト レードセンター前～平林 間の各駅	
	(住之江公園・本町乗換) 住之江公園を除く各駅	
	(住之江公園・難波・今 里・緑橋乗換) 平林	
		(生駒・西 大寺・八木 乗換) 俊徳道～青 山町間の各 駅

(2) 発売券種

普通券(特別割引普通券を含む。)片道(ただし、中央線の各駅及び千日前線難波～南翼の各駅を除いて、けいはんな線の各駅までに限り発売する。また、千日前線難波～南翼の各駅においては、けいはんな線荒本～新石切間の各駅までに限り発売する。)

団体券

通勤定期券(大人のみ)

通学定期券

5 近畿日本鉄道連絡(難波、日本橋、谷町九丁目接続)

(1) 発売範囲

当社線			近鉄		
路線	発売範囲	接続駅	路線	発売範囲	
御堂筋線	難波を除く各駅	難波	奈良線	各駅	

四つ橋線	難波を除く各駅		難波		
中央線	(阿波座乗換) <u>夢洲</u> ～九条間の各駅		大阪線	今里～青山町間の各駅	
	(本町乗換) <u>夢洲</u> ～阿波座間の各駅			信貴線	各駅
千日前線	野田阪神～桜川間の各駅		京都線	(大和八木乗換)各駅	
長堀鶴見緑地線	(西長堀乗換) 大正、ドーム前千代崎		橿原線	(大和西大寺乗換)各駅	
	(心斎橋乗換) 大正、ドーム前千代崎、西大橋			天理線	(大和八木乗換)各駅
ニュートラム	(住之江公園乗換) 住之江公園を除く各駅		生駒線		
	(コスモスクエア・阿波座乗換又はコスモスクエア・本町乗換) トレードセンター前～平林間の各駅			けいはんな線	各駅
谷町線	(南森町乗換) 東梅田	日本橋	近鉄日本橋		
堺筋線	各駅 (日本橋を除く)				
御堂筋線	(天王寺乗換) 昭和町～中百舌鳥間の各駅	谷町	大阪	吉野線	(大和八木乗換)各駅

四つ橋線	難波を除く各駅		難波		
中央線	(阿波座乗換) <u>コスモスクエア</u> ～九条間の各駅		大阪線	今里～青山町間の各駅	
	(本町乗換) <u>コスモスクエア</u> ～阿波座間の各駅			信貴線	各駅
千日前線	野田阪神～桜川間の各駅		京都線	(大和八木乗換)各駅	
長堀鶴見緑地線	(西長堀乗換) 大正、ドーム前千代崎		橿原線	(大和西大寺乗換)各駅	
	(心斎橋乗換) 大正、ドーム前千代崎、西大橋			天理線	(大和八木乗換)各駅
ニュートラム	(住之江公園乗換) 住之江公園を除く各駅		生駒線		
	(コスモスクエア・阿波座乗換又はコスモスクエア・本町乗換) トレードセンター前～平林間の各駅			けいはんな線	各駅
谷町線	(南森町乗換) 東梅田	日本橋	近鉄日本橋		
堺筋線	各駅 (日本橋を除く)				
御堂筋線	(天王寺乗換) 昭和町～中百舌鳥間の各駅	谷町	大阪	吉野線	(大和八木乗換)各駅

谷町線	谷町九丁目を除く千林大宮～八尾南間の各駅	九丁目	上本町		換)各駅
	(天神橋筋六丁目・南森町乗換)千林大宮～都島間の各駅、中崎町				
	(南森町乗換)天神橋筋六丁目				

谷町線	谷町九丁目を除く千林大宮～八尾南間の各駅	九丁目	上本町		換)各駅	西信貴鋼索線	高安山
	(天神橋筋六丁目・南森町乗換)千林大宮～都島間の各駅、中崎町						
	(南森町乗換)天神橋筋六丁目						

6 南海電気鉄道連絡

(1) 発売範囲

当社線			南海		
路線	発売範囲	接続駅	接続駅	路線	発売範囲
御堂筋線	各駅	難波	難波	南海本線	各駅
谷町線	(日本橋・天神橋筋六丁目乗換、西梅田乗換又は梅田乗換)都島以東の各駅				
	(西梅田乗換又は梅田乗換)中崎町、天神橋筋六丁目				
	(谷町九丁目乗換)天満橋～四天王寺前夕陽ヶ丘間の各駅				
	(谷町九丁目乗換又は天王寺乗換)阿倍野以南の各駅				
四つ橋線	各駅	空港線			
中央	(本町乗換又は阿波座乗換)九				

6 南海電気鉄道連絡

(1) 発売範囲

当社線			南海		
路線	発売範囲	接続駅	接続駅	路線	発売範囲
御堂筋線	各駅	難波	難波	南海本線	各駅
谷町線	(日本橋・天神橋筋六丁目乗換、西梅田乗換又は梅田乗換)都島以東の各駅				
	(西梅田乗換又は梅田乗換)中崎町、天神橋筋六丁目				
	(谷町九丁目乗換)天満橋～四天王寺前夕陽ヶ丘間の各駅				
	(谷町九丁目乗換又は天王寺乗換)阿倍野以南の各駅				
四つ橋線	各駅	空港線			
中央	(本町乗換又は阿波座乗換)九				

線	条以西の各駅	多奈川線	加太線	和歌山港線	高野線	鋼索線	高野山
	(本町乗換) 堺筋本町～緑橋間の各駅						
	(今里・緑橋乗換又は本町乗換) 深江橋以東の各駅						
千日前線	各駅	加太線	和歌山港線	高野線	鋼索線	高野山	
堺筋線	(日本橋乗換) 動物園前を除く各駅						
	(動物園前乗換) 天下茶屋						
長堀鶴見緑地線	(心齋橋乗換又は西長堀乗換) ドーム前千代崎、大正	高野線	和歌山港線	高野線	鋼索線	高野山	
	(心齋橋乗換) 西大橋～蒲生四丁目間の各駅						
	(今里・蒲生四丁目乗換又は心齋橋乗換) 今福鶴見以東の各駅						
今里筋線	(日本橋・天神橋筋六丁目・太子橋今市乗換又は今里乗換) だいでう豊里以北の各駅	高野線	和歌山港線	高野線	鋼索線	高野山	
	(今里乗換) 太子橋今市以南の各駅						
ニュートラム	(本町・コスモスクエア乗換又は阿波座・コスモスクエア乗換) トレードセンター前、中ふ頭	高野線	和歌山港線	高野線	鋼索線	高野山	
	(本町・コスモスクエア乗換、阿波座・コスモスクエア乗換又は住之江公園乗換)						

線	条以西の各駅	多奈川線	加太線	和歌山港線	高野線	鋼索線	高野山
	(本町乗換) 堺筋本町～緑橋間の各駅						
	(今里・緑橋乗換又は本町乗換) 深江橋以東の各駅						
千日前線	各駅	加太線	和歌山港線	高野線	鋼索線	高野山	
堺筋線	(日本橋乗換) 動物園前を除く各駅						
	(動物園前乗換) 天下茶屋						
長堀鶴見緑地線	(心齋橋乗換又は西長堀乗換) ドーム前千代崎、大正	高野線	和歌山港線	高野線	鋼索線	高野山	
	(心齋橋乗換) 西大橋～蒲生四丁目間の各駅						
	(今里・蒲生四丁目乗換又は心齋橋乗換) 今福鶴見以東の各駅						
今里筋線	(日本橋・天神橋筋六丁目・太子橋今市乗換又は今里乗換) だいでう豊里以北の各駅	高野線	和歌山港線	高野線	鋼索線	高野山	
	(今里乗換) 太子橋今市以南の各駅						
ニュートラム	(本町・コスモスクエア乗換又は阿波座・コスモスクエア乗換) トレードセンター前、中ふ頭	高野線	和歌山港線	高野線	鋼索線	高野山	
	(本町・コスモスクエア乗換、阿波座・コスモスクエア乗換又は住之江公園乗換)						

	ポートタウン西 (住之江公園乗換) ポートタウン東～平林間の各駅						
御堂筋線	(動物園前乗換) 各駅						
谷町線	(天神橋筋六丁目乗換) 都島以東の各駅	天下茶屋	南海本線	各駅			
	(天神橋筋六丁目乗換又は南森町乗換) 中崎町						
	(南森町乗換) 東梅田						
	(堺筋本町・谷町四丁目乗換、長堀橋・谷町六丁目乗換、日本橋・谷町九丁目乗換又は動物園前・天王寺乗換) 天満橋						
	(日本橋・谷町九丁目乗換又は動物園前・天王寺乗換) 谷町六丁目						
(動物園前・天王寺乗換) 四天王寺前夕陽ヶ丘、阿倍野以南の各駅							
四つ橋線	(堺筋本町・本町乗換、長堀橋・四ツ橋乗換又は日本橋・難波乗換) 西梅田、肥後橋						
	(動物園前・大国町乗換) 本町、四ツ橋、難波を除く各駅						
中央線	(堺筋本町乗換) <u>夢洲</u> ～緑橋間の各駅						
	(日本橋・今里・緑橋乗換又は堺筋本町乗換) 深江橋以東の各						
			高師浜線				
			空港線				
			多奈川線				
			加太				

	ポートタウン西 (住之江公園乗換) ポートタウン東～平林間の各駅						
御堂筋線	(動物園前乗換) 各駅						
谷町線	(天神橋筋六丁目乗換) 都島以東の各駅	天下茶屋	南海本線	各駅			
	(天神橋筋六丁目乗換又は南森町乗換) 中崎町						
	(南森町乗換) 東梅田						
	(堺筋本町・谷町四丁目乗換、長堀橋・谷町六丁目乗換、日本橋・谷町九丁目乗換又は動物園前・天王寺乗換) 天満橋						
	(日本橋・谷町九丁目乗換又は動物園前・天王寺乗換) 谷町六丁目						
(動物園前・天王寺乗換) 四天王寺前夕陽ヶ丘、阿倍野以南の各駅							
四つ橋線	(堺筋本町・本町乗換、長堀橋・四ツ橋乗換又は日本橋・難波乗換) 西梅田、肥後橋						
	(動物園前・大国町乗換) 本町、四ツ橋、難波を除く各駅						
中央線	(堺筋本町乗換) <u>コスモスクエア</u> ～緑橋間の各駅						
	(日本橋・今里・緑橋乗換又は堺筋本町乗換) 深江橋以東の各						
			高師浜線				
			空港線				
			多奈川線				
			加太				

	駅		線	
千日前線	(日本橋乗換) 各駅			
堺筋線	各駅			
長堀鶴見緑地線	(長堀橋乗換) 大正～蒲生四丁目間の各駅		和歌山港線	
	(日本橋・今里・蒲生四丁目乗換又は長堀橋乗換) 今福鶴見以東の各駅			
今里筋線	(天神橋筋六丁目・太子橋今市乗換) だいどう豊里以北の各駅		高野線	
	(日本橋・今里乗換) 太子橋今市以南の各駅			
ニュートラム	(堺筋本町・コスモスクエア乗換) トレードセンター前		鋼索線	高野山
	(堺筋本町・コスモスクエア乗換又は動物園前・大国町・住之江公園乗換) 中ふ頭～ポートタウン東間の各駅			
	(動物園前・大国町・住之江公園乗換) フェリーターミナル～平林間の各駅			
御堂筋線	各駅	中百舌鳥	南海本線	各駅
		中百舌鳥	高	

	駅		線	
千日前線	(日本橋乗換) 各駅			
堺筋線	各駅			
長堀鶴見緑地線	(長堀橋乗換) 大正～蒲生四丁目間の各駅		和歌山港線	
	(日本橋・今里・蒲生四丁目乗換又は長堀橋乗換) 今福鶴見以東の各駅			
今里筋線	(天神橋筋六丁目・太子橋今市乗換) だいどう豊里以北の各駅		高野線	
	(日本橋・今里乗換) 太子橋今市以南の各駅			
ニュートラム	(堺筋本町・コスモスクエア乗換) トレードセンター前		鋼索線	高野山
	(堺筋本町・コスモスクエア乗換又は動物園前・大国町・住之江公園乗換) 中ふ頭～ポートタウン東間の各駅			
	(動物園前・大国町・住之江公園乗換) フェリーターミナル～平林間の各駅			
御堂筋線	各駅	中百舌鳥	南海本線	各駅
		中百舌鳥	高	

		師 浜 線	
		空 港 線	
		多 奈 川 線	
		加 太 線	
四 つ 橋 線	(大 国 町 乗 換) 西 梅 田 ～ 四 ッ 橋 間 の 各 駅	和 歌 山 港 線	
		高 野 線	
		鋼 索 線	高 野 山

(注) 上記区間のうち、当社発売の難波及び天下茶屋接続については、南海本線難波～岸里玉出間、多奈川線、加太線、和歌山港線、高野線汐見橋～西天下茶屋間、紀伊清水～極楽橋間及び鋼索線の各駅を除き、中百舌鳥接続については、南海本線、高師浜線、空港線、多奈川線、加太線、和歌山港線、高野線汐見橋～西天下茶屋間、紀伊清水～極楽橋間及び鋼索線の各駅を除く。また、南海発売については、中央線夢洲駅及び難波駅接続となる今里筋線だいでう豊里駅を除く。

		師 浜 線	
		空 港 線	
		多 奈 川 線	
		加 太 線	
四 つ 橋 線	(大 国 町 乗 換) 西 梅 田 ～ 四 ッ 橋 間 の 各 駅	和 歌 山 港 線	
		高 野 線	
		鋼 索 線	高 野 山

(注) 上記区間のうち、当社発売の難波及び天下茶屋接続については、南海本線難波～岸里玉出間、多奈川線、加太線、和歌山港線、高野線汐見橋～西天下茶屋間、紀伊清水～極楽橋間及び鋼索線の各駅を除き、中百舌鳥接続については、南海本線、高師浜線、空港線、多奈川線、加太線、和歌山港線、高野線汐見橋～西天下茶屋間、紀伊清水～極楽橋間及び鋼索線の各駅を除く。また、南海発売の難波接続については、今里筋線だいでう豊里駅を除く。

8 阪急電鉄連絡（天神橋筋六丁目接続）

(1) 発売範囲

券種	当社線		阪急		
	路線	発売範囲	接続駅	路線	発売範囲
定期外	御堂筋線	淀屋橋以北を除く各駅	天神橋筋六丁目	京都本線	梅田～南方間を除く各駅
	谷町線	東梅田を除く各駅			
	四つ橋線	西梅田、肥後橋を除く各駅			
	中央線	各駅	天神橋筋六丁目	千里線	各駅
	千日前線				
	堺筋線				
	長堀鶴見緑地線				
	今里筋線				
	ニュートラム				
定期	御堂筋線	(堺筋本町・本町乗換)心齋橋、大国町	天神橋筋	京都	梅田～南方間

8 阪急電鉄連絡（天神橋筋六丁目接続）

(1) 発売範囲

券種	当社線		阪急		
	路線	発売範囲	接続駅	路線	発売範囲
定期外	御堂筋線	淀屋橋以北を除く各駅	天神橋筋六丁目	京都本線	梅田～南方間を除く各駅
	谷町線	東梅田を除く各駅			
	四つ橋線	西梅田、肥後橋を除く各駅			
	中央線	各駅	天神橋筋六丁目	千里線	各駅
	千日前線				
	堺筋線				
	長堀鶴見緑地線				
	今里筋線				
	ニュートラム				
定期	御堂筋線	(堺筋本町・本町乗換)心齋橋、大国町	天神橋筋	京都	梅田～南方間

券		(長堀橋・心斎橋乗換又は日本橋・難波乗換) 大國町	六丁目	本線	を除く各駅
		(動物園前乗換) 天王寺以南の各駅			
	谷町線	(天神橋筋六丁目乗換) 中崎町、都島以東の各駅			
		(南森町乗換) 天満橋以南の各駅			
	四つ橋線	(堺筋本町・本町乗換、長堀橋・四ツ橋乗換又は日本橋・難波乗換) 花園町以南の各駅			
	中央線	(堺筋本町乗換) 各駅			
	千日前線	(日本橋乗換) 野田阪神～西長堀間を除く各駅			
	堺筋線	各駅			
	長堀鶴見緑地線	(長堀橋乗換) 大正～玉造間の各駅			
		(堺筋本町・森ノ宮乗換) 大阪ビジネスパーク以東の各駅			
今里筋線	(太子橋今市乗換) 井高野～関目成育間の各駅				
	(堺筋本町・緑橋乗換) 蒲生四丁目～今里間の各駅				
ニュ	(堺筋本町・コスモスクエ				

券		(長堀橋・心斎橋乗換又は日本橋・難波乗換) 大國町	六丁目	本線	を除く各駅
		(動物園前乗換) 天王寺以南の各駅			
	谷町線	(天神橋筋六丁目乗換) 中崎町、都島以東の各駅			
		(南森町乗換) 天満橋以南の各駅			
	四つ橋線	(堺筋本町・本町乗換、長堀橋・四ツ橋乗換又は日本橋・難波乗換) 花園町以南の各駅			
	中央線	(堺筋本町乗換) 各駅			
	千日前線	(日本橋乗換) 野田阪神～西長堀間を除く各駅			
	堺筋線	各駅			
	長堀鶴見緑地線	(長堀橋乗換) 大正～玉造間の各駅			
		(堺筋本町・森ノ宮乗換) 大阪ビジネスパーク以東の各駅			
今里筋線	(太子橋今市乗換) 井高野～関目成育間の各駅				
	(堺筋本町・緑橋乗換) 蒲生四丁目～今里間の各駅				
ニュ	(堺筋本町・コスモスクエ				

ート ラム	ア乗換)トレードセンター 前	嵐 山 線		
	(堺筋本町・本町・住之江 公園乗換、長堀橋・四ツ 橋・住之江公園乗換、日本 橋・難波・住之江公園乗換 又は堺筋本町・コスモスク エア乗換) 中ふ頭～南港口間の各駅			
	(堺筋本町・本町・住之江 公園乗換、長堀橋・四ツ 橋・住之江公園乗換又は日 本橋・難波・住之江公園乗 換)平林			

(2) 発売券種

普通券(特別券を**除く**。)片道(ただし、四つ橋線大国町以南の各駅、千日前線野田阪神、玉川及びニュートラムトレードセンター前以东の各駅においては発売しない。)

団体券

通勤定期券(大人のみ)

通学定期券(ただし、通勤定期券、通学定期券の当社発売については、ニュートラム中ふ頭、ポートタウン西の各駅では住之江公園乗換となる区間を除き、阪急発売については、コスモスクエア乗換となる南港東、南港口の各駅を除く。)

10 泉北高速鉄道連絡

(1) 発売範囲

当社線		泉北			
路線	発売範囲	接	接	路	発

ート ラム	ア乗換)トレードセンター 前	嵐 山 線		
	(堺筋本町・本町・住之江 公園乗換、長堀橋・四ツ 橋・住之江公園乗換、日本 橋・難波・住之江公園乗換 又は堺筋本町・コスモスク エア乗換) 中ふ頭～南港口間の各駅			
	(堺筋本町・本町・住之江 公園乗換、長堀橋・四ツ 橋・住之江公園乗換又は日 本橋・難波・住之江公園乗 換)平林			

(2) 発売券種

普通券(特別割引普通券を**含む**。)片道(ただし、四つ橋線大国町以南の各駅、千日前線野田阪神、玉川及びニュートラムトレードセンター前以东の各駅においては発売しない。)

団体券

通勤定期券(大人のみ)

通学定期券(ただし、通勤定期券、通学定期券の当社発売については、ニュートラム中ふ頭、ポートタウン西の各駅では住之江公園乗換となる区間を除き、阪急発売については、コスモスクエア乗換となる南港東、南港口の各駅を除く。)

10 泉北高速鉄道連絡

(1) 発売範囲

当社線		泉北			
路線	発売範囲	接	接	路	発

		続 駅	続 駅	線	売 範 囲
御堂筋線	各駅				
谷町線	(天王寺・谷町九丁目・今里・太子橋今市乗換、動物園前・天神橋筋六丁目乗換、東梅田乗換又は天王寺乗換) 大日、守口	中百舌鳥	中百舌鳥	全線	各駅
	(動物園前・天神橋筋六丁目乗換、東梅田乗換又は天王寺乗換) 中崎町、都島～太子橋今市間の各駅				
	(東梅田乗換又は天王寺乗換) 天神橋筋六丁目				
	(天王寺乗換) 東梅田、南森町～八尾南間の各駅				
四つ橋線	(大国町乗換) 本町、難波を除く各駅				
中央線	(本町乗換) 阿波座以西、堺筋本町、谷町四丁目の各駅				
	(本町乗換又は天王寺・谷町四丁目乗換) 森ノ宮、緑橋				
	(本町乗換、天王寺・谷町九丁目・今里・緑橋乗換又は天王寺・谷町四丁目乗換) 深江橋以东の各駅				
千日前線	(難波乗換) 桜川以西、日本橋、谷町九丁目の各駅				
	(難波乗換又は天王寺・谷町九丁目乗換) 鶴橋以东の各駅				

		続 駅	続 駅	線	売 範 囲
御堂筋線	各駅				
谷町線	(天王寺・谷町九丁目・今里・太子橋今市乗換、動物園前・天神橋筋六丁目乗換、東梅田乗換又は天王寺乗換) 大日、守口	中百舌鳥	中百舌鳥	全線	各駅
	(動物園前・天神橋筋六丁目乗換、東梅田乗換又は天王寺乗換) 中崎町、都島～太子橋今市間の各駅				
	(東梅田乗換又は天王寺乗換) 天神橋筋六丁目				
	(天王寺乗換) 東梅田、南森町～八尾南間の各駅				
四つ橋線	(大国町乗換) 本町、難波を除く各駅				
中央線	(本町乗換) 阿波座以西、堺筋本町、谷町四丁目の各駅				
	(本町乗換又は天王寺・谷町四丁目乗換) 森ノ宮、緑橋				
	(本町乗換、天王寺・谷町九丁目・今里・緑橋乗換又は天王寺・谷町四丁目乗換) 深江橋以东の各駅				
千日前線	(難波乗換) 桜川以西、日本橋、谷町九丁目の各駅				
	(難波乗換又は天王寺・谷町九丁目乗換) 鶴橋以东の各駅				

堺筋線	(動物園前乗換) 各駅				
長堀鶴見緑地線	(心齋橋乗換) 長堀橋、西大橋以西の各駅				
	(心齋橋乗換又は天王寺・谷町六丁目乗換) 松屋町～蒲生四丁目間の各駅				
	(心齋橋乗換、天王寺・谷町九丁目・今里・蒲生四丁目乗換又は天王寺・谷町六丁目乗換) 今福鶴見以東の各駅				
今里筋線	(天王寺・谷町九丁目・今里乗換、動物園前・天神橋筋六丁目・太子橋今市乗換、東梅田・太子橋今市乗換又は天王寺・太子橋今市乗換) だいたい豊里以北の各駅				
	(天王寺・谷町九丁目・今里乗換又は心齋橋・蒲生四丁目乗換) 清水～関目成育間の各駅				
	(天王寺・谷町九丁目・今里乗換) 太子橋今市、蒲生四丁目～緑橋間の各駅				
ニュートラム	(本町・コスモスクエア乗換) トレードセンター前				
	(大国町・住之江公園乗換) 中ふ頭～平林間の各駅				

(注) 上記区間のうち、泉北発売については、中央線夢洲駅を除く。

別表 2 乗継割引運賃の適用範囲

堺筋線	(動物園前乗換) 各駅				
長堀鶴見緑地線	(心齋橋乗換) 長堀橋、西大橋以西の各駅				
	(心齋橋乗換又は天王寺・谷町六丁目乗換) 松屋町～蒲生四丁目間の各駅				
	(心齋橋乗換、天王寺・谷町九丁目・今里・蒲生四丁目乗換又は天王寺・谷町六丁目乗換) 今福鶴見以東の各駅				
今里筋線	(天王寺・谷町九丁目・今里乗換、動物園前・天神橋筋六丁目・太子橋今市乗換、東梅田・太子橋今市乗換又は天王寺・太子橋今市乗換) だいたい豊里以北の各駅				
	(天王寺・谷町九丁目・今里乗換又は心齋橋・蒲生四丁目乗換) 清水～関目成育間の各駅				
	(天王寺・谷町九丁目・今里乗換) 太子橋今市、蒲生四丁目～緑橋間の各駅				
ニュートラム	(本町・コスモスクエア乗換) トレードセンター前				
	(大国町・住之江公園乗換) 中ふ頭～平林間の各駅				

別表 2 乗継割引運賃の適用範囲

2 北大阪急行

(1) 接続駅及び適用範囲

当社線			北大阪急行	
路線	適用範囲	接続駅	路線	適用範囲
御堂筋線	東三国、新大阪	江坂	北大阪急行線	<u>箕面萱野、箕面船場</u> <u>阪大前、千里中央、</u> 桃山台、緑地公園

(2) 適用旅客

普通券旅客

(3) 割引額

箕面萱野、箕面船場阪大前、千里中央

ア 当社 大人10円 小児5円

イ 北大阪急行 大人30円 小児15円

桃山台、緑地公園

ア 当社 大人20円 小児10円

イ 北大阪急行 大人20円 小児10円

附 則

この規則は、2025年1月19日から施行する。

2 北大阪急行

(1) 接続駅及び適用範囲

当社線			北大阪急行	
路線	適用範囲	接続駅	路線	適用範囲
御堂筋線	東三国、新大阪	江坂	北大阪急行線	桃山台、緑地公園

(2) 適用旅客

普通券旅客

(3) 割引額

ア 当社 大人10円 小児5円

イ 北大阪急行 大人10円 小児5円

タッチ決済乗車取扱規則 新旧対照表

改 定	現 行	備 考
<p>タッチ決済乗車取扱規則</p> <p style="text-align: right;">2024年10月29日規則第65号</p> <p>(契約の成立時期)</p> <p>第5条 タッチ決済による旅客運送の契約は、対応改札機による改札を受けて入場したときに成立する。ただし、社局線から、連絡運輸規則別表2に定める接続駅（以下「接続駅」という。）を經由して、当社線を利用する場合は、入場駅において対応改札機による改札を受け、乗車した列車が接続駅を越えて当社線に乗り入れてきたときに入場したものとみなし、タッチ決済による旅客運送の契約が成立するものとする。</p> <p>(運行不能の場合の取扱い)</p> <p>第17条 旅客がタッチ決済カード等を使用し、対応改札機による改札を受けたのち、列車が運行不能となった場合は、次に定める取扱いのいずれかを選択のうえ請求することができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この規則は、2025年1月19日から施行する。</u></p>	<p>タッチ決済乗車取扱規則</p> <p style="text-align: right;">2024年10月29日規則第65号</p> <p>(契約の成立時期)</p> <p>第5条 タッチ決済による旅客運送の契約は、対応改札機による改札を受けて入場したときに成立する。ただし、社局線から、連絡運輸規則別表2に定める接続駅（江坂駅を除き、以下「接続駅」という。）を經由して、当社線を利用する場合は、入場駅において対応改札機による改札を受け、乗車した列車が接続駅を越えて当社線に乗り入れてきたときに入場したものとみなし、タッチ決済による旅客運送の契約が成立するものとする。</p> <p>(運行不能の場合の取扱)</p> <p>第17条 旅客がタッチ決済カード等を使用し、対応改札機による改札を受けたのち、列車が運行不能となった場合は、次に定める取扱いのいずれかを選択のうえ請求することができる。</p>	